
RSPO サプライチェーン認証 規格

認証を求めている又は保有している団体用

2020

2020年2月1日RSPO理事会承認

文書名 : RSPOサプライチェーン認証規格
文書コード : RSPO-STD-T05-001 V2 JPN
適用範囲 : 国際
文書種類 : 規格
承認日 : 2020年2月1日
問い合わせ先 : certification@rspo.org

目次

略語一覧.....	iii
序文.....	1
範囲.....	2
本文書の使い方.....	3
定義.....	4
サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項.....	9
サプライチェーンモデル - モジュール別要求事項.....	16
付属文書1 サプライチェーン産出高スキーム.....	22
付属文書2 マルチサイト認証.....	24
付属文書3 サプライチェーングループ認証制度.....	27
付属文書4 帳簿ベース主張 (BC).....	34
付属文書5 RSPO 微量使用者用サプライチェーン認証.....	37
付属文書6 オレオケミカル及びその派生物に関する RSPO 規則.....	39
付属文書7 フードサービス会社に係る RSPO サプライチェーン認証手引き.....	53

略語一覧

AB	認定機関
ACOP	年次報告書
ASA	年次査察監査
BC	帳簿ベース主張
BoG	理事会
CB	認証機関
CPO	粗パーム油
CSPK	認証された持続可能なパーム核
CSPKE	認証された持続可能なパーム核粕
CSPKO	認証された持続可能なパーム核油
CSPO	認証された持続可能なパーム油
FFB	アブラヤシ果房
GA	総会
IAF	国際認定フォーラム
ICS	内部統制システム
IEC	国際電気標準会議
IP	同一性保持型
IS	独立小規模自作農
ISEAL	国際社会環境認定表示連合
ISO	国際標準化機構
kg	キログラム
MB	物量収支型
MLA	国際相互承認協定
mt	メトリックトン
NGO	非政府組織
P&C	原則と基準
PFAD	パーム脂肪酸
PKFAD	パーム核脂肪酸
PKO	パーム核油
RSPO	持続可能なパーム油のための円卓会議
SCCS	サプライチェーン認証規格
SG	分離型

1. 序文

- 1.1. 「持続可能なパーム油のための円卓会議」（以下「RSPO」と称す）は、アブラヤシ生産者、加工業者、トレーダー、消費財製造業者、小売業者、銀行／投資家、環境NGOや社会NGOなど、パーム油業界の多様なセクターの利害関係者が参加する、持続可能なパーム油製品の国際規格を開発し実行する非営利の国際会員制団体です。

RSPOが持続可能なパーム油製品の生産、調達、使用を進めるために用いる方法には以下が含まれます：

- 持続可能なパーム油生産の認証規格及び責任あるパーム油生産を検証するための関連モデルの開発。2018年11月に承認された持続可能なパーム油生産のためのRSPO規格（原則と基準）は、一連の「原則」「基準」「指標」「ガイダンス」として提示されており、持続可能な生産慣行を実行しようとしているアブラヤシ栽培者及び現地で検証にあたる認証機関が使用するものとして考案されています。
- 「RSPOサプライチェーン認証規格（SCCS）」の開発。本文書は、RSPO認証アブラヤシ製品の流れと関連主張を含め、サプライチェーンにおけるRSPO認証アブラヤシ製品の、制御に関する要求事項を定めています。

この「RSPOサプライチェーン認証規格」は、一連の監査可能な要求事項として提示されており、パームのバリューチェーン上の団体が、RSPO認証アブラヤシ製品の制御のため実施しているシステムを明示するために使用するものとして、設計されています。

下流に位置するRSPO認証の持続可能なアブラヤシ製品加工業者又は使用業者は、「RSPOサプライチェーン認証規格」及び「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」の要求事項に忠実に従っている時、RSPO認証アブラヤシ製品の使用（又は支持）を主張できます。

- 1.2. この文書の英語版と他の翻訳版との間に矛盾または不一致がある場合には、英語版が常に優先されるものとします。

2. 範囲

アブラヤシ製品は、アブラヤシ農園と最終製品の間で生産と物流の数多くの段階を経ていることがあります。「RSPOサプライチェーン認証規格」の「生産・流通・加工過程の管理（CoC）一般要求事項」は、サプライチェーン全体を通じて、RSPO認証の持続可能なアブラヤシ製品の法的所有権を有し、外部委託業者も含め自組織の制御下にある場所で、物理的にこの製品を取り扱っているあらゆる団体に適用されるものとします。サプライチェーンの最終プロセスの後には、その製品に対する本規格の適用に関する追加の要求事項はありません。

あらゆる認証アブラヤシ製品は、RSPOにより承認された四つのサプライチェーンモデルの内のいずれによっても取引可能です。四つのモデルは以下の通りです：

- 同一性保持型（IP）
- 分離型（SG）
- 物量収支型（MB）
- 帳簿ベース主張型（B&C）（付属文書4を参照）

認証には上記の上から三つのモデル（のいずれか一つまたは複数の組み合わせ）を使用するものとします。全ての主張は、発行されている「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」に従うものとします。現行の規則はRSPOのウェブサイト（www.rspo.org）から入手できます。

独立系搾油工場はサプライチェーン認証のみ必要ですが、モジュールA及び／又はCを含む本規格を遵守するものとします（「本文書の使い方」の節を参照してください）。パーム核油工場を含め（統合されているかどうかによらず）、その他の全ての団体はモジュールA、B及び／又はC（のいずれか一つのモジュール又はその組み合わせ）を実施するものとします。

トレーダー及び流通業者（本文書の「定義」の節における定義による）は、RSPO認証製品を販売するためにRSPO事務局からのライセンス取得が必要ですが、彼ら自身の認証は必要ありません。RSPO認証製品を販売する際、ライセンスを取得したトレーダー及び／又は流通業者は、製品製造業者の認証番号及びあてはまるサプライチェーンモデルを伝達するものとします。

サプライチェーン認証を求めている又は保有しているサプライチェーン当事者の共有責任に関する要求事項が策定されました。サプライチェーン認証を求めている又は保有している団体に適用される最終的な要求事項は、本規格又はRSPOが公表する別の文書に記載されます。

3. 本文書の使い方

本文書はモジュール型です。構成には以下が含まれています：

- ◆ サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項 サプライチェーン上の全組織に適用される。
- ◆ サプライチェーンモデル-モジュール要求事項 サプライチェーンモデル別だが、すべてのパーム製品が対象。あてはまるサプライチェーンモデル別に、サプライチェーン上の団体組織への要求事項を詳述。
- ◆ 当てはまる場合、関連する付属文書

サプライチェーン認証監査は、当該組織が実施しているモジュールのみ対象とし、モジュールは当該組織が生産する製品に関係するものとします。監査対象となったモジュールはサプライチェーン認証書に記載されるものとします。モジュールは「サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項」に加えて適用されるものとします。個別モジュールは以下の通りです：

- ◆ モジュールA - 同一性保持型 (IP)
- ◆ モジュールB - 分離型 (SG)
- ◆ モジュールC - 物量収支型 (MB)

RSPO-RED 認証ガイダンス文書はRSPOウェブサイトを参照してください。(www.rspo.org).

4. 定義

RSPO ITプラットフォーム

認証を受けた会社／事業所のライセンスと流通業者／トレーダーのライセンスが申請され、RSPO事務局により承認されるオンライン取引プラットフォーム。このシステムは、搾油工場から精製工場に至るサプライチェーン全体にわたってRSPO認証のパーム油、パーム核油、留分及びパーム脂肪酸（PFAD）、パーム核脂肪酸（PKFAD）及びパーム核粕を追跡するために使用される。対象となるサプライチェーンモデルは、物量収支型（MB）、分離型（SG）及び／又は同一性保持型（IP）。

このITプラットフォームは、又、帳簿ベース主張型（BC）での、RSPOクレジットの取引を可能にするものである。

RSPO認証の持続可能なパーム油（RSPO CSPO）

FFB／パーム果実が「RSPO原則と基準」（P&C）に照らした認証を取得した農園／地所由来のものである場合に搾油工場（独立系搾油工場を含む）で生産されるパーム油。

RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則

RSPO認証アブラヤシ製品の使用又は支持に関連するコミュニケーションと主張の利用規則。

アブラヤシ果房（FFB）

アブラヤシ農園／農場で収穫されたパーム果実の房

アブラヤシ製品

果肉部分と核部分を含めアブラヤシからつくられる製品。文脈により、本文書内の「アブラヤシ製品」は（粗）パーム油、ヤシ殻、パーム核、パーム核粕、パーム核油（PKO）若しくはそこから派生製品、パーム脂肪酸（PFAD）、パーム核脂肪酸（PKFAD）、オレイン、ステアリン、又はその他パーム油及びパーム核油の分別からの派生する製品を指すことがある。

依頼人

認証を目的としたシステムの監査を受ける団体。

受け取り

団体の制御下にある事業所（外部委託業者を含む）でのRSPO認証製品の受領。

往査

RSPO認定認証機関からの担当者（チーム）による、恒常的な場所にある事業所への実際の訪問

卸売業者

大量の最終製品を様々な製造業者又は販売業者から購入し、倉庫保管し、変更を加えることなく小売業者に再販する人又は会社。最終製品の卸売業者は、製品に変更が一切追加して行われない場合、サプライチェーン認証は不要。

加工助剤

- a) 製品の加工中に製品に添加されるが、最終形態で包装される前に何らかの方法で製品から取り除かれる物質。
- b) 製品の加工中に製品に添加され、製品内に普通に存在する成分に変換され、かつ自然状態の製品でみられる成分

量から大きく増やすことはない物質。

- c) 製品加工の技術的又は機能的効果のため製品に添加されるが、最終的な製品には僅かなレベルで存在し、その製品には技術的又は機能的効果をもたない物質。

監査	「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項の遵守状況に対する第三者評価。認証プロセスの一環としてRSPO認定認証機関が実施する。
小売業者	消費者に最終製品を販売するビジネス又は人。他のビジネスに彼らのパーム由来製品を通常販売する卸売業者又はサプライヤーと対をなす。それ以上の修正が加わらない最終製品の小売業者は、サプライチェーン認証が不要である。
最終製品	最終消費者への販売に先立ち、それ以上の加工及び／又は再包装、及び／又はラベルの貼り直しが行われない製品
最終製品製造業者	消費又は何かしらの方法で最終使用されるために考案され意図された製品の製造に、アブラヤシ製品を用いる製造業者／加工業者。製品の再包装や加工は、それ以降は行われない。例えば、独自ブランド製品を自社で製造している小売業者、消費財製造業者、バイオ燃料生産者、飼料製品製造業者。最終製品の卸売業者や流通業者は、製品に変更が一切追加して行われない場合、サプライチェーン認証は不要。
再ラベル	RSPO認証材の本来のラベルに施されるあらゆる変更。
サプライチェーン	農業原材料が第一次生産者から最終製品の製造業者に渡されるまでの一連の工程／手順（すなわちパーム油の栽培、パーム油の搾油、貯蔵、輸送、精製、製造、最終製品等）
サプライチェーングループ認証	パームサプライチェーンでは別個の法人として活動するが、内部統制システム（ICS）に従い、グループ管理法人主体の指導の下及びグループマネジャーの指示の下で、グループ構造の規則を遵守することに合意した団体用選択肢の一つ。
サプライチェーン認証システム	全ての認証機関が一貫性のある管理された方法で業務を行えるよう、SCC規格の要求事項に照らして認証を行えるようにするための一貫性のある方法論について、最低限の要求事項を定義する文書。
サプライヤー（又は販売者）	サプライチェーンの手前にいる商業主体。バイヤー（又は顧客）はサプライチェーンの次の商業主体。
事業所	地理的境界があり、ある団体組織の管理の下に定義された活動が遂行されうる場所。
持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）	世界のパーム油生産と使用の持続可能性を改善するために活動している非営利の国際会員制組織
主張	認証された持続可能なアブラヤシ製品が使用されていることに関する、あらゆるコミュニケーション（パッケージ、ウェブサイト、販売資料、製品仕様書、ACOP報告書など）。コミュニケーションの対象となる利害関係者や方式は問わな

	い。
精製工場	油脂及び油をより価値の高い油脂及び油に加工する生産事業所。
粗パーム油 (CPO)	搾油工場でアブラヤシ果房 (FFB) から製造される第一段階のパーム油
帳簿ベース主張 (BC)	サプライチェーン上のRSPO認証の持続可能なアブラヤシ製品の生産をRSPOクレジットの販売を通じて支援するモデル。 1 RSPOクレジットはRSPO認証の持続可能なアブラヤシ製品1トンを表す。オレオケミカルに関しては、「RSPOオレオケミカル及びその派生物に関する規則」を用いるものとする。(サプライチェーン認証規格付属文書6参照)
同一性保持型 (IP)	同一性保持型 (IP) サプライチェーンモデルは、最終使用者に届けられたRSPO認証アブラヤシ製品の身元が、RSPO認証の搾油工場一か所とその搾油工場の認証供給元に一意に特定できることを、確実に保証する
独立系搾油工場	いかなる特定の農園にも属せず、法的関係性も持たずに操業している搾油工場。親会社や兄弟会社を通じた関係もない。
トレーダー	RSPO認証アブラヤシ製品のサプライチェーン参加者で、アブラヤシ製品と、派生物の法的所有権を有し、及び／又はアブラヤシ製品実物の取り扱いを伴わない先物の売買を行う者。RSPO認証製品を販売する際、トレーダーは、製品製造業者の認証番号及びあてはまるサプライチェーンモデルを伝達しなければならない。 この定義に合致しないトレーダーは、サプライチェーン認証を保有している必要がある。
トレーダーのライセンス	RSPO ITプラットフォームでトレーダーから年次で申請され、トレーダーによるRSPO認証製品の取引及び／又は主張を許可するもの。RSPO認証製品を販売する際、ライセンスを取得したトレーダーは、製品製造業者の認証番号及びあてはまるサプライチェーンモデルを伝達しなければならない。 RSPO ウェブサイトの「トレーダーズライセンスガイドライン」を参照： https://www.rspo.org
内部監査	団体が、管理システムが適切に実行されていることを保証し、実行された管理システムの有効性を判断するために独立して体系的に行い、文書化されたプロセス。
内部統制システム (ICS)	手順と工程の文書化された一式で、マルチサイト認証又はグループ認証についてサプライチェーン認証システムの運用方法を定義するもの。ICSはSCCシステムに責任を負い、これを中央管理する。

認証機関 (CB)	「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項に照らして認証監査を行う、RSPO用認定機関から認定された第三者機関。
認証書	ある団体が「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項を遵守している時に、RSPO認定認証機関から発行される文書。認証書は五年間有効で、監査を通過した場合にRSPO IT取引プラットフォーム上でライセンスを年次申請する手段を提供する。認証書は、RSPO ITプラットフォームでライセンスがアクティブな場合に限り有効である。
認証範囲	その団体組織のサプライチェーン認証で対象となる活動
認定機関 (AB)	RSPO 認証機関をISO/IEC Guide 17065 の要求事項に照らして監査する責任を負う団体。当該団体は「国際認定フォーラム (IAF) 」若しくは「国際相互承認協定 (MLA) 」の署名機関、又は「国際社会環境認定表示連合 (ISEAL) 」の正会員であるものとする。
年間総量	RSPO認証アブラヤシ製品中に含有されているパーム油／パーム核油推計量 (カテゴリーは分ける)。この記録は、十二か月間の購入総量 (投入) と主張総量 (産出) から構成されるものとする。
パーム核	パーム果実の種子であるアブラヤシ製品。
パーム核油 (PKO)	パーム核の圧搾により生産されるアブラヤシ製品。
バイヤー	サプライチェーン上の次の商業主体。サプライヤー (又は販売者) がサプライチェーン上の手前の商業主体となる。
派生物	粗パーム油／パーム核油から派生した製品。精製、分別、ブレンド、オレオケミカル活動から派生したものを含むが、これらに限定されない。
発送	ある団体から他の団体への製品の物理的移転
バルキングステーション	アブラヤシ製品の間蔵施設
非認証搾油工場	RSPO認定認証機関から認証を受けていない搾油工場
微量使用者	年間1000kg未満のごく少量のパーム油を使用している団体
フードサービス会社	その場で直ちに消費される、又は持ち帰り用のあらゆる種類の食事及び／又は軽食を提供する一つ又は複数の施設。このカテゴリーには、フルサービスのレストラン、ファーストフード店、ケータリング業者、カフェテリアなど消費者や公衆向けに食品を調理、提供、販売する場所が含まれる。また、リテールベーカリー、スーパーマーケット内で半焼成パンを焼くベーカリー、組織向けに配達を行うフードサービス会社も含まれる。
物理的取り扱い	受領、貯蔵及び発送といった活動、又は製品が物理的変化、再包装又はラベルの貼り替えを受けるところの活動。

物量収支型 (MB)	認証を受けた主張が、あるアブラヤシ製品から他の製品へ移転することを可能とするサプライチェーンモデル。この移転は、 RSPO サプライチェーン認証規格モジュールCに規定の通り、物理的ブレンドあるいは管理上で行われる。
分離型 (SG)	分離型 (SG) サプライチェーンモデルは、最終使用者のもとに届けられた RSPO 認証アブラヤシ製品が、 RSPO 供給源からのみ来ていることを確実に保証する。(同一性保持型製品を混ぜたもの)
法的所有者	アブラヤシ又はその派生物を含有する物理的製品の法的所有権を有する人又は主体
マルチサイト認証	ICS の役割を持つ定義された本部と法律上又は契約上の繋がりがある事業者グループ向け認証選択肢。このような事業所は、最低二か所の事業者から構成されるものとし、 ICS (本部) により管理される精製工場、核油圧搾工場又は加工工場等のグループで構成しうる。
ライセンス	認証書所持者が五年間の認証書有効期間内の年次監査を通過した時、 RSPO ITプラットフォーム上で認定CBから年次で申請されるもの。 RSPO 事務局から承認が下り次第、認証取得者は取引を実行し記録することがライセンスにより可能となる。一つのライセンスは一年間有効であり、監査の都度更新される必要がある。 RSPO 製品は、有効なライセンスがなければ RSPO 認証製品として取引できない。
リモート監査	認定CBが実際に現場に向かう必要なく情報収集を行う監査プロセス。
流通業者	RSPO 認証アブラヤシ製品のサプライチェーン参加者で、法的所有権を有し、製品の保管と顧客に対する販売を行うが、いかなる段階においてもこれら製品の開梱、再包装又はラベルの貼り替えをしない者。流通業者は、最終製品にいかなる変更を加えることなく物理的に製品を取り扱うことが認められており、従ってサプライチェーン認証は不要である。 この定義に合致しない流通業者は、サプライチェーン認証を保有している必要がある。例えば、港湾ターミナルからバルクパーム油を輸送する業者やその他のバルク (未包装) パーム油販売業者は、 RSPO SCC 認証を取得する必要がある。
流通業者ライセンス	RSPO ITプラットフォームで流通業者から年次で申請され、流通業者による RSPO 認証製品の取引及び/又は主張を許可するもの。 RSPO 認証製品を販売する際、ライセンスを取得した流通業者は、製品製造業者の認証番号及びあてはまるサプライチェーンモデルを伝達しなければならない。

5. サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項

5.1 サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項の適用可能性

- 5.1.1. 認証を求めている事業所レベルの運営責任者又はその親会社のいずれかが、RSPO会員となり、RSPO ITプラットフォームに登録しなければならないものとします。
- 5.1.2. 加工助剤は、団体組織の認証範囲内に含める必要はありません。
- 5.1.3. マルチサイト認証及びグループ認証については、付属文書2及び3の追加要求事項を遵守するものとします。

5.2 サプライチェーンモデル

- 5.2.1. 事業所は、そのサプライヤーと同じサプライチェーンモデルを使用するか、厳格性の弱いシステムに移ることのみ可能です。移行は、以下の順で行います：同一性保持型（IP）→ 分離型（SG）→ 物量収支型（MB）
- 5.2.2. 事業所は、一つもしくは組み合わせたサプライチェーンモデルを、CBによる監査及び認証対象として利用できます。

5.3 文書化した手順

- 5.3.1. 事業所は、あてはまる特定のサプライチェーンモデルの全要素実施を保証するための、書面化された作業手順及び／若しくは作業指示書又は同等のものを、備えるものとします。これらには少なくとも以下が含まれるものとします：
 - a) サプライチェーンモデル要求事項の全要素実施を対象とした、最新の作業手順一式
 - b) サプライチェーンモデル要求事項に遵守していることを明示する、最新の記録と報告書一式
 - c) これら要求事項の実施とあてはまる要求事項の遵守について、全面的責任と権限を負う個人の役割特定。この個人は、本規格実施に関する当該組織の手順を認識していることを、明示できるものとする。
- 5.3.2. 事業所は、団体が以下を実施しているか判定できるよう、書面化された年次内部監査実施手順を備えるものとします：
 - a) 「RSPOサプライチェーン認証規格」及び「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」の要求事項に適合
 - b) 団体内部において規格要求事項を効果的に実施及び維持

5.3.3. 団体は、以下を保証するものとします：

- a) 内部監査は、本規格の要求事項について知識のある人員によって行われる。
- b) 内部監査人は、自分自身の仕事を監査しない。
- c) 内部監査中に不適合事項が発見された場合には是正措置を発出し、迅速に適切な方法で措置を講じること。

5.3.4. 内部監査の結果及び不適合事項を是正するために講じられた全ての措置は、少なくとも年一回経営レビューを受けるものとします。

5.3.5. 団体は、内部監査の記録と報告を保管するものとします。

5.4 購買と物品搬入

5.4.1. 受け取り事業所は、RSPO認証アブラヤシ製品の購買が遵守状態にあり（製品をRSPO認証製品として取引するためのサプライヤーの有効なサプライチェーンライセンスを確認する）、RSPO認証製品に関する以下の最低限の情報が文書形式でサプライヤーにより入手可能となっていることを、保証するものとします：

- a) バイヤーの名称と住所
- b) 販売者の名称と住所
- c) 積み込み又は出荷／納品日
- d) 文書発行日
- e) あてはまるサプライチェーンモデルの情報を含めた製品説明（同一性保持型、分離型、物量収支型、又は認められた略称）
- f) 納品された製品の量
- g) 輸送関連証拠書類
- h) 販売者のサプライチェーン認証番号
- i) 固有識別番号

5.4.2. 情報は完成されたものとし、RSPO認証アブラヤシ製品に関する単独の文書上か、様々な文書にわたって提示が可能です。（例えば、納品書、出荷書類及び仕様書類）

5.4.3. RSPO認証アブラヤシ製品を受け取る事業所は、製品がRSPO認証されたものとして検証されていることを、以下の方法で保証するものとします。

- a. サプライヤーのサプライチェーン認証の有効性確認。RSPOウェブサイト（www.rspo.org）にある「RSPOサプライチェーン認証事業所リスト」により毎月行う。又は
- b. トレーダー及び流通業者向けライセンスの有効性確認。RSPOウェブサイト（www.rspo.org）で毎月行う。又は
- c. RSPO ITプラットフォーム上での（出荷）告知の確認

- 5.4.4 事業所は、不適格のアブラヤシ製品の取り扱いに関する所定の仕組み及び／又は文書を備えるものとします。
- 5.4.5 一次調達（例えば、搾油工場からの直接買付け）に関わる精製工場／トレーダーについては、事業所は全ての供給元搾油工場（認証、非認証を問わず）のリストを管理するものとします。リストには、搾油工場の名称、GPS座標、親会社、国、「全搾油工場リスト」における搾油工場のID（UML ID¹）（該当する場合）を含めるものとします。UML IDは、RSPO ITプラットフォームの「通常品供給元宣言」リストにもあります。このリストは6か月毎に更新され、公開されるものとします。
- 5.4.6 独立系搾油工場の場合、搾油工場は、認証されたトン数を超える生産が見込まれるときは、直ちにCBに伝えるものとします。

5.5 業務の外注

- 5.5.1 認証を求めている又は取得している事業体が、その業務を独立した第三者（例えば、貯蔵、輸送又はその他外注した業務の下請け事業者）に外注する場合は、認証を求めている又は取得している事業体は、当該第三者が「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項を遵守することを、保証するものとします。
- 5.5.2 RSPOサプライチェーン認証の範囲内に外注が含まれている事業所は、以下を保証するものとします：
- a) 事業所は、外注した工程に含まれることとなる、投入材料全ての法的所有権を有している。
 - b) 事業所は、委託業者と交わした署名付きの法的執行力を有する合意書により、外注した工程を対象とした合意書又は契約書を各委託業者と結ぶ。監査が必要と思われた時、認証機関（CB）が外注委託業者又は事業体に入入りできることを保証する責任は、事業所側にある。
 - c) 事業所は、外注した工程について、明確な手順が示された文書化された統制システムを備えており、関係委託業者に伝達する。
 - d) 認証を求めている又は取得している事業所は、事前に告知した場合、関わっている独立した第三者が、その操業、システム及びあらゆる情報を入手するために必要な権限を正式に認定されたCBに提供することを、さらに保証するものとする。（例えば、契約上の手配により）
- 5.5.3 事業所は、RSPO認証アブラヤシ製品の加工又は物理的取り扱いに使用したすべての委託業者の名称及び連絡先詳細を、記録するものとします。
- 5.5.4 事業所は、次回監査の実施前に前もって、RSPO認証アブラヤシ製品の加工又は物理的取り扱いに使用したあらゆる新規委託業者について、その名称及び連絡先詳細を監査にあたるCBに知らせるものとします。

¹ http://data.globalforestwatch.org/datasets/5c026d553ff049a585b90c3b1d53d4f5_34

5.6 販売と物品搬出

5.6.1 製品を供給する事業所は、RSPO認証製品に関する以下の最低限の情報が文書の形で入手できることを、保証するものとします：

- a) バイヤーの名称と住所
- b) 販売者の名称と住所
- c) 積み込み又は出荷／納品日
- d) 文書発行日
- e) あてはまるサプライチェーンモデルの情報を含めた製品説明（同一性保持型、分離型、物量収支型、又は認められた略称）
- f) 納品された製品の量
- g) 輸送関連証拠書類
- h) 販売業者のサプライチェーン認証番号
- i) 固有識別番号

5.6.2 情報は完成されたものとし、RSPO認証アブラヤシ製品に関する単独の文書上か、様々な文書にわたって提示可能（例えば、納品書、出荷書類及び仕様書類）

5.6.3 RSPO ITプラットフォームで取引を告知し確認することを要求される事業所の場合、出荷毎又は出荷群毎にRSPO ITプラットフォーム上で「出荷の告知／告知と確認」を行うことがここに含まれるものとする。より詳細なガイダンスとして本文書の第5.7.1項を参照。

5.7 取引登録

5.7.1 サプライチェーン当事者とは

- a) 搾油工場²、トレーダー³、圧搾工場及び精製工場 及び
- b) RSPO ITプラットフォームの産出高スキーム（付属文書1図2及び3参照）において入手可能なRSPO認証の持続可能なアブラヤシ製品の、法的所有権を有し、かつ／又は物理的に取り扱っている

5.7.2 5.7.1項で言及したサプライチェーン当事者は、RSPO ITプラットフォームにおいて以下の活動をするものとします：

- a) 出荷告知：RSPO認証製品がRSPO認証品として精製工場、圧搾工場及びトレーダーに販売される時、発送から三か月以内に搾油工場が行うものとする。発送日は、船荷証券又は発送文書に記録された日とする。

² 独立系搾油工場を含む

³ 付属文書1の定義のとおり法的所有権を有し、かつ／又は製品を物理的に扱っている、認証された又はトレーダーライセンスを保有しているトレーダーは、RSPO ITプラットフォームで取引を実行する必要があります。取引がサプライヤー及びトレーダーの顧客により直接RSPO ITプラットフォームで登録された場合、トレーダーは当該取引を登録する必要はありません。

- b) 出荷告知の確認：出荷告知の発行から三か月以内に精製工場、圧搾工場及びトレーダーが行うものとする。
- c) 告知：産出高スキーム（付属文1 図表2 及び図表3）のRSPO認証製品がRSPO認証品として販売される時、精製工場、圧搾工場及びトレーダーが行うものとする。告知は、製品の物理的引き渡しから三か月以内に行うものとする。
- d) 告知の確認：認証製品の受領後三か月以内に精製工場及びトレーダーが行うものとする。
- e) 履歴調査：RSPO認証製品がRSPO認証品として精製工場以降のサプライチェーン当事者に販売される場合、精製工場及びトレーダーが行うものとする。物理的引き渡しから三か月以内に販売量の履歴調査を行うものとする。履歴調査の実施により、固有の履歴追跡番号が振られた履歴調査文書が生成される。履歴調査はまとめて実施が可能である。
- f) 除去：他のスキーム若しくは通常品として販売された場合、又は生産不足、損失若しくは損害の場合、RSPO認証量は除去されるものとする。認証量はライセンス期間内に除去されるものとする。

5.8 研修

- 5.8.1 団体は、RSPOサプライチェーン規格の要求事項に関する研修計画を備えるものとします。この計画は年次見直しの対象であり、スタッフに対し実施された研修記録によって裏付けます。
- 5.8.2 サプライチェーン認証規格要求事項の実効の実施に不可欠な職務に当たる人員には、適切な研修が団体によって提供されるものとします。研修は、遂行している職務に特有かつ関連するものとします。
- 5.8.3 研修記録をつけるものとします。

5.9 記録保存

- 5.9.1 団体は、これら「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項の全側面を対象とする、正確で、完全で、最新かつ容易に入手できる記録と報告を、保管するものとします。
- 5.9.2 全ての記録と報告の保存期間は、最低二年とします。また、法律及び規制の要求事項を遵守し、在庫にある原材料又は製品の認証状況が確認できるものとします。
- 5.9.3 正確な数量がわからない場合、団体は、下表に示すとおり、RSPO認証アブラヤシ製品に含有されているパーム油／パーム核油（カテゴリーは分ける）の総量の概算を提供するものとします。団体は、年次査察監査1（ASA1⁴）の前の期間を除き、十二か月間にわたり購入された量（投入）及び主張された実績又は推定量（産出）

⁴ ASA1は認証書発行日から八ないし十二か月の間に実施しなければならないため、この期間は十二か月未満となります。

について、最新の記録をつけるものとします。この記録は、監査のために必要です。

購入し主張した認証量				
報告量はキログラムかトンか？				
報告期間は（何年何月何日）に終了した過去12か月間				
		パーム油 (CSPO)	パーム核油 (CSPKO)	
I P	購入したIP RSPO認証アブラヤシ製品量の 総見積もり量			I P
	主張したIP RSPO認証アブラヤシ製品量の 総見積もり量			
S G	購入したSG RSPO認証アブラヤシ製品量の 総見積もり量			S G
	主張したSG RSPO認証アブラヤシ製品量の 総見積もり量			
M B	購入したMB RSPO認証アブラヤシ製品量の 総見積もり量			M B
	主張したMB RSPO認証アブラヤシ製品量の 総見積もり量			
計	購入したRSPO認証アブラヤシ製品量の 総見積もり量	-	-	計
	主張したRSPO認証アブラヤシ製品量の 総見積もり量	-	-	
		パーム油 (PO)	パーム核油 (PKO)	
アブラヤシ年間購入総量のうち、RSPO認証の大きな割合は？				
購入したアブラヤシ製品の総見積もり量				
購入した非認証アブラヤシ製品の総見積もり量				

5.9.4 独立系搾油工場の場合、CPOとPK製品の推定トン数がRSPO ITプラットフォーム、サプライチェーン認証及び公開される監査報告書要約に含まれるものとします。この推定量は、認証搾油工場が一年間に納品できるCPO及びPKの総認証量を表しています。製造された実トン数はその後、各翌年の年間査察報告書に記録するものとします。

5.10 換算係数

5.10.1 該当する場合は、信頼できる推定産出量を認証材の投入量から計算するために、換算係数を用いるものとします。団体は、団体固有の換算率を決定し設定することが可能ですが、その率は過去の経験に基づいたもので、文書化され、常に適用されるものとします。「RSPOオレオケミカル及びその派生物規則」に換算率に関するガイダンスが出ています。これは、油脂化学産業及びパーソナルケア産業で使用されているような、パーム油及びパーム核油の派生物に関連します。

5.10.2 換算率は、実際の換算実績又は適切であれば業界平均に照らした正確性を保証するため、定期的に更新するものとします。

5.11 主張

5.11.1 事業所が主張できるのは、「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」を遵守した、RSPO認証アブラヤシ製品の使用又は支持に関するもののみとします。

5.12 異議申し立て

5.12.1 団体は、利害関係者からの異議を受け付けて解決するための文書化された手順を、確立し維持するものとします。

5.13 経営レビュー

5.13.1 団体は、実施業務の規模と性質に応じて計画された間隔で、年次経営レビューを実施するものとします。

5.13.2 経営レビューに供される情報は、以下を含めるものとします。

- a) 過去の経営レビューのフォローアップ措置
- b) 「RSPOサプライチェーン認証規格」を対象とした内部監査結果
- c) 利害関係者からのフィードバック
- d) 予防措置及び是正措置の状態
- e) 経営システムに影響を与えうる変化
- f) 改善勧告

5.13.3 経営レビューの結果には、以下に関するあらゆる決定及び処置も含むものとします：

- a) 経営システム及びそのプロセスの有効性改善
- b) システムの有効な実施のために必要な資源

6. サプライチェーンモデル - モジュール別要求事項

本規格の以下の節は、**RSPO**サプライチェーンモデルを詳述するもので、モジュールAからCまで分かれた説明となっています。団体は、上記第5節で詳述している「サプライチェーン向け生産・流通・加工過程の管理一般要求事項」に加えて、少なくとも一つのモジュール又はモジュールの組み合わせを実施するものとします。

以下のモジュールが現在利用可能です：

モジュールA - 同一性保持型 (IP)

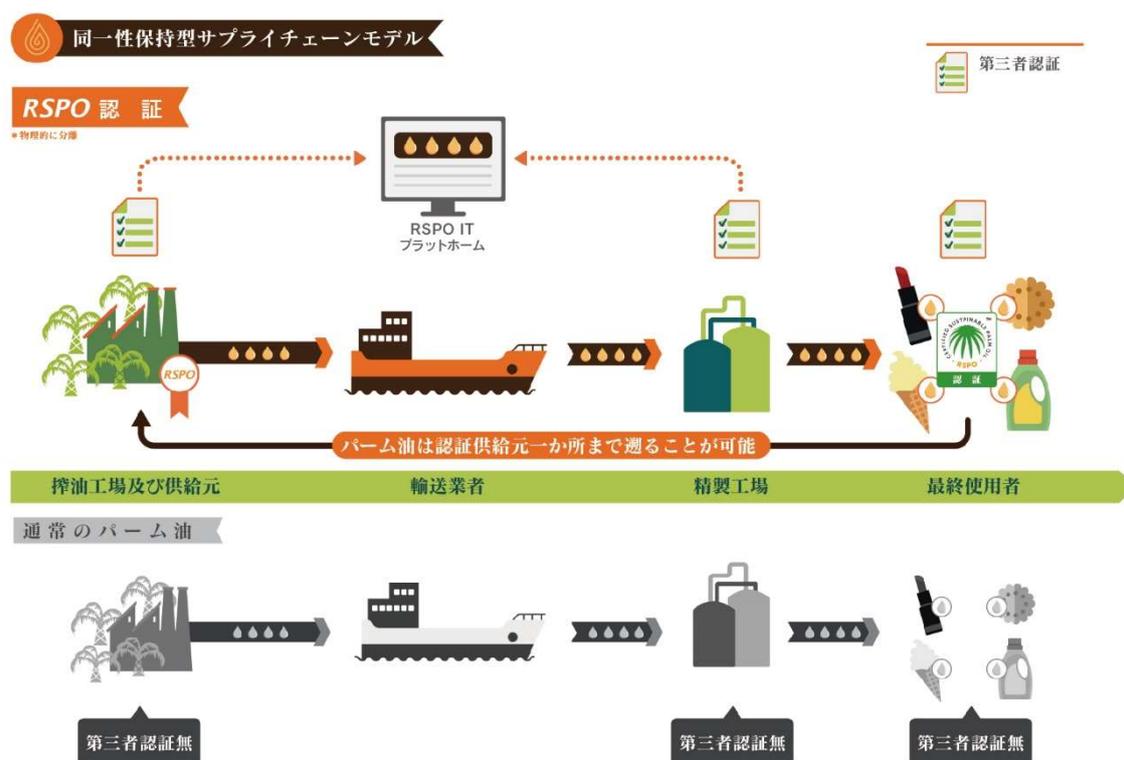
モジュールB - 分離型 (SG)

モジュールC - 物量収支型 (MB)

モジュールA-同一性保持型 (IP)

A.1 定義

- A.1.1 同一性保持型 (IP) サプライチェーンモデルは、最終使用者に届けられたRSPO認証アブラヤシ製品の身元が、RSPO認証のIP搾油工場一か所一意に特定できることを、確実に保証するものです。すべてのサプライチェーン参加者は、RSPO認証アブラヤシ製品が、他の全てのアブラヤシ供給源 (他のRSPO CSPO供給源を含む) からサプライチェーン全体にわたって物理的に隔離されていることを、保証するものとします。



A.2 サプライチェーン要求事項

- A.2.1 事業所は、RSPO IPアブラヤシ製品が他のすべてのアブラヤシ供給源から物理的に隔離され、RSPO認証の搾油工場一か所とその搾油工場の認証供給元に一意に特定できることを、保証するものとします。

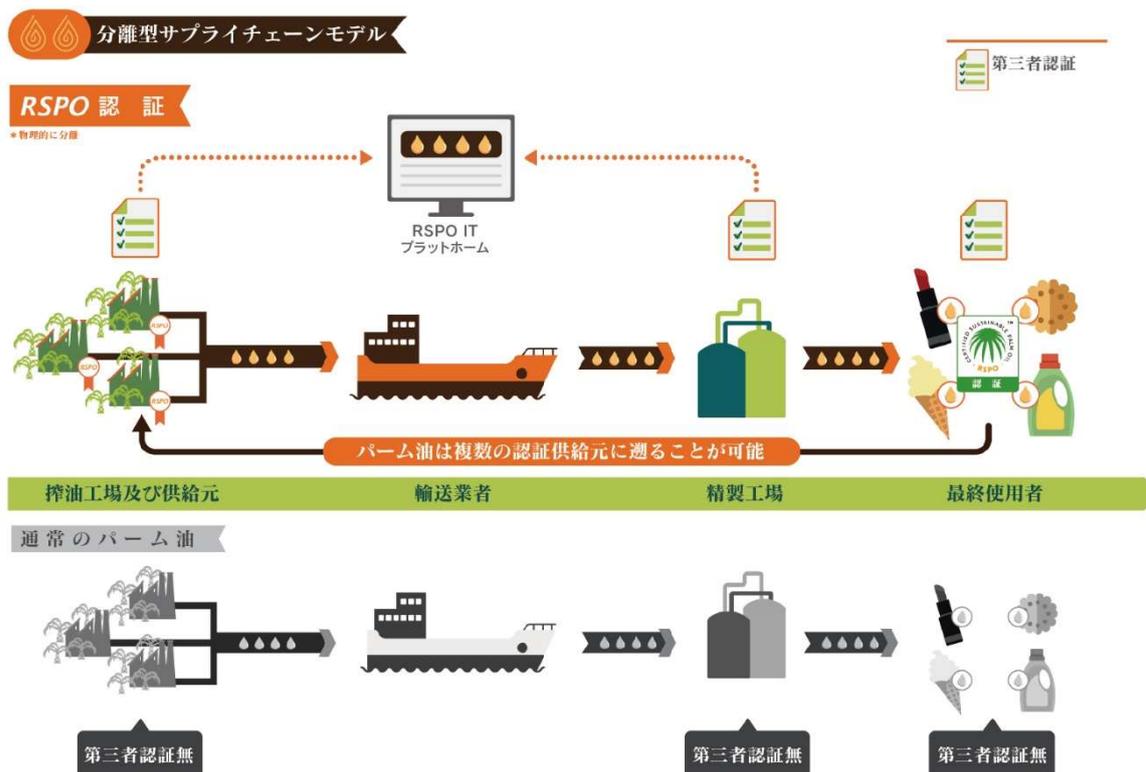
A.3 加工

- A.3.1 事業所は、文書化された手順と記録保管により、RSPOのアブラヤシ製品と、非認証アブラヤシ製品及び他の認証搾油工場からのアブラヤシ製品との100%分離を目指して努力すべく、輸送及び貯蔵中も含め分離された状態が保たれていることを、確実に保証し検証するものとします。

モジュールB-分離型 (SG)

B.1 定義

- B.1.1 分離型 (SG) サプライチェーンモデルは、最終使用者のもとに届けられたRSPO認証アブラヤシ製品が、IP認証搾油工場からのみ来ていることを、確実に保証するものです。このモデルでは様々な認証供給源からのRSPO認証アブラヤシ製品の混合が認められています。



B.2 サプライチェーン要求事項

- B.2.1 分離型 (SG) 手法は、RSPO認証アブラヤシ製品が、サプライチェーン全体を通じた生産、加工、精製及び製造のすべての段階で、RSPO非認証アブラヤシ製品とは分離された状態が保たれていることを、要求するものです。このモデルでは様々な認証供給源からのRSPO IP及び／又はSG認証のアブラヤシ製品を混合することを認めています。最終使用者に届けられる認証アブラヤシ製品実物は、RSPO認証搾油工場リストまで追跡可能となります。

B.3 加工

- B.3.1 事業所は、明確な手順と記録保管により、RSPO認証アブラヤシ製品が、100%分離を目指して努力すべく輸送及び貯蔵中も含め、非認証アブラヤシ製品から分離された状態が保たれていることを、確実に保証し検証するものとします。

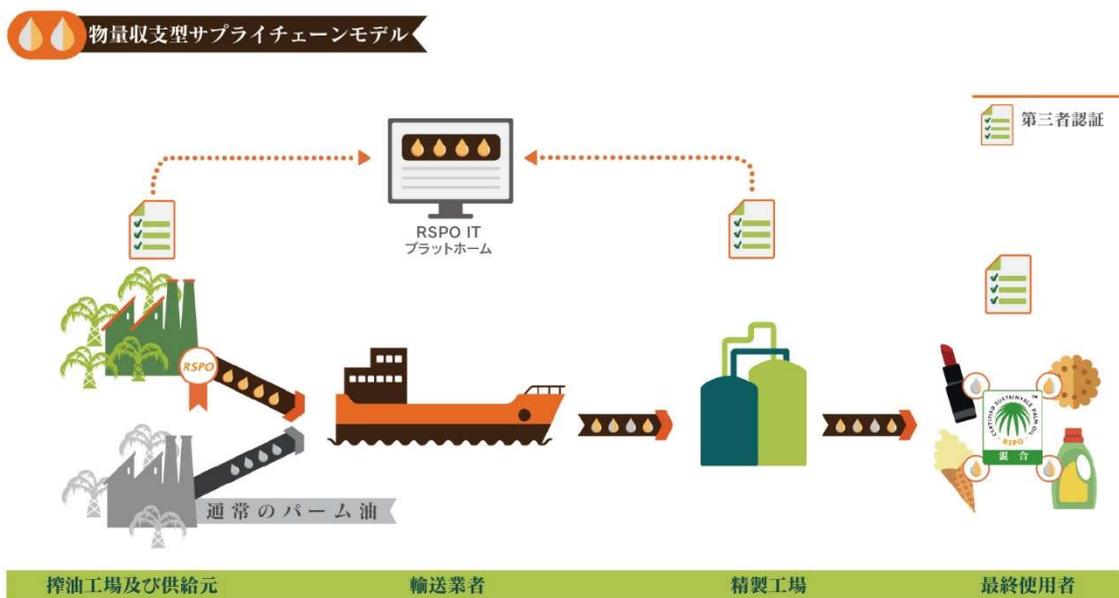
モジュール C- 物量収支型 (MB)

C.1 定義

C.1.1 物量収支型 (MB) サプライチェーンモデルは、RSPO認証アブラヤシ製品の取引の主流化を牽引するものとして、サプライチェーン全体を通じてRSPO認証アブラヤシ製品取引を管理面で監視するものです。MBは事業所レベルでのみ運用可能です (物量収支 (MB)の主張は事業所間で名義変更させることはできません)。

物量収支型 (MB) サプライチェーンモデルは、サプライチェーン内の各参加者がRSPO認証アブラヤシ生産に対する各自の誓約を明示し、RSPO認証アブラヤシ製品の取引を積極的に推進することを認めています。

物量収支型 (MB) システムは、事業所での全体量が制御されていることを前提に、RSPO認証と非認証のアブラヤシ製品の混合を、サプライチェーンの段階を問わず認めています。物量収支型 (MB) サプライチェーンモデルの下で最終使用者に届けられる認証アブラヤシ製品は、RSPO認証搾油工場リストまで追跡可能となります。



C.2 サプライチェーン要求事項

物量収支型 (MB)のサプライチェーン要求事項の基盤は、購入されたRSPO認証アブラヤシ製品の量と販売されたRSPO認証アブラヤシ製品の量の照合から構成されるものとします。ここには、個別に認証されることとするRSPO認証アブラヤシ製品及びその派生物の購買と販売の制御も含まれます。生産過程での分別した貯蔵、輸送又は制御に関する要求事項は一切ありません。

C.3 加工

- C.3.1 事業所は、RSPO物量収支型 (MB) アブラヤシ製品の物理的投入量と産出量 (体積又は重量) が、その事業所において監視されていることを、保証するものとします。
- C.3.2 事業所は、その事業所現場から顧客に供給されたRSPO物量収支型 (MB) アブラヤシ製品の産出量が、その事業所で受領されたRSPO物量収支型 (MB) アブラヤシ製品の投入量を超えないことを、継続的勘定システム (C.4.1参照) 及び/又は一定在庫期間 (C.4.2参照) により、保証するものとします。事業所は、一度に一つの勘定システムのみを確立するものとします。

C.4 会計システム

事業所は、以下の会計システムのうち一つを特定し、確立するものとします:

C.4.1 連続会計システム

- a) 連続会計システムを運用の場合、団体は、事業所現場におけるRSPO物量収支型 (MB) アブラヤシ製品の物理的投入量と算出量が、リアルタイムで監視されていることを、保証するものとします。
- b) 連続会計システムを運用の場合、団体は、材料会計システムが決して空売りしないことを保証するものとします。材料会計システムに記録されたRSPOデータだけを、団体が供給した産出に割り当てるものとします。

C.4.2 固定在庫期間

- a) 固定在庫期間を運用の場合、団体は、RSPO物量収支型 (MB) アブラヤシ製品の投入量と算出量 (体積又は重量) が、三か月を超えない固定在庫期間内で均衡していることを、保証するものとします。
 - b) 固定在庫期間を運用の場合、団体は、供給した産出量を在庫期間中の納品分についてRSPO物量収支型 (MB) アブラヤシ製品購入で埋め合わせる証拠がある時に、空売りが可能です。
 - c) 固定在庫期間を運用の場合、未使用量は、次の在庫期間に繰り越して材料勘定システムに記録することが可能です。
 - d) 固定在庫期間を運用の場合、団体は、在庫期間終了時に材料会計システムが空売り状態にないことを、保証するものとします。
- C.4.3 在庫期間内に材料会計システムに記録されたRSPOデータ (C.4.2.c 項に記載の前期からの繰り越しを含む) だけを、団体が在庫期間内に供給した産出に割り当てるものとします。

C.5 換算率

- C.5.1 納品するパーム油及びパーム核油留分並びに派生物の全量は、C.5.3項に詳述の選択肢を例外として、RSPOが詳述する換算率（5.10項参照）に従い、材料会計システムから差し引かれます。
- C.5.2 物量収支型（MB）システムの簡潔性を期すために、生産ロスは無視します。
- C.5.3 事業所は、ある体積又は重量の同一性保持型（IP）又は分離型（SG）のRSPO認証パーム油及びパーム核油製品を購入し、同量のパーム製品派生物の販売に釣り合わせるのにそれを使用することができます。それにより、派生物は、入手した同一性保持型又は分離型製品と物量収支型のもとで販売される派生物との間の、物理的又は化学的繋がりを要求されることなく、物量収支型の主張がつくこととなります（図1参照）。同一性保持型または分離型製品から物量収支型への転換は、同一製品の階層で、上流方向・下流方向・横方向すべてで認められています。

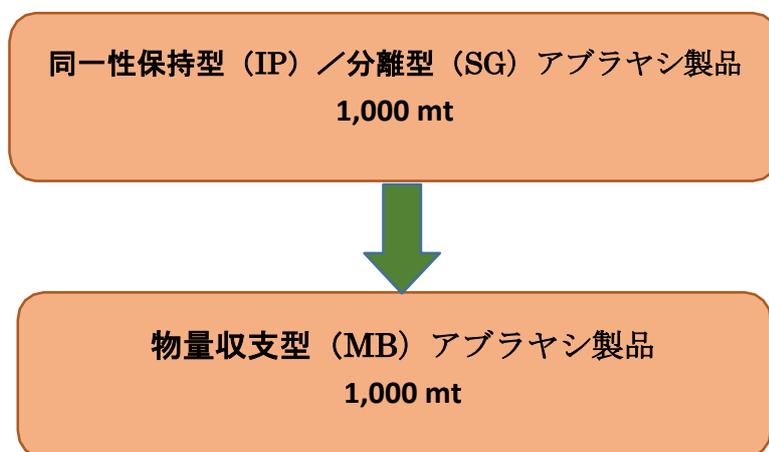


図1：IP/SGからMBへの一対一転換

注: 同一性保持型（IP）／分離型（SG）パーム油製品はパーム核油製品の物量収支型（MB）主張オフセットには使用できません。その逆も同様です

注: この割り当て慣行は欧州再生可能エネルギー指令（RED）の文脈では認められていません。欧州連合バイオ燃料に関するRSPO-RED規格を参照してください。

1. パーム油産出高スキーム

下のパーム油産出高スキームにある値は固定で、変更はできません。団体は、監査中に正当化されるという前提で、団体自身の実際の産出高を用いてもかまいません。それをしない場合は、以下に提示された比率を提示通りに用いるものとします。

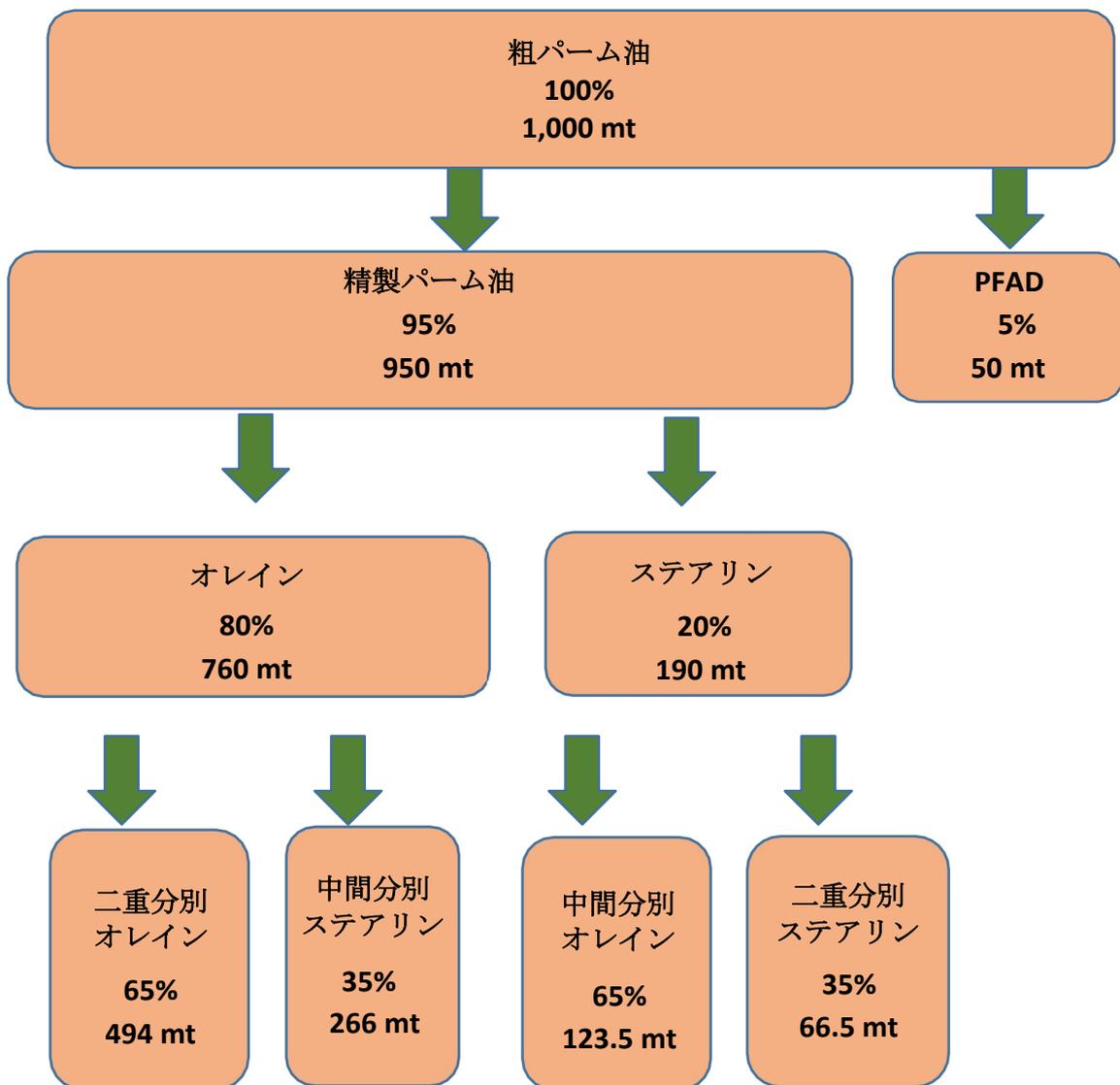


図2：パーム油産出高スキーム

2. パーム核油産出高スキーム

下のパーム核油産出高スキームにある値は固定で、変更はできません。団体は、監査中に正当化されるという前提で、団体自身の実際の産出高を用いてもかまいません。それをしない場合は、以下に提示された比率を提示通りに用いるものとします。

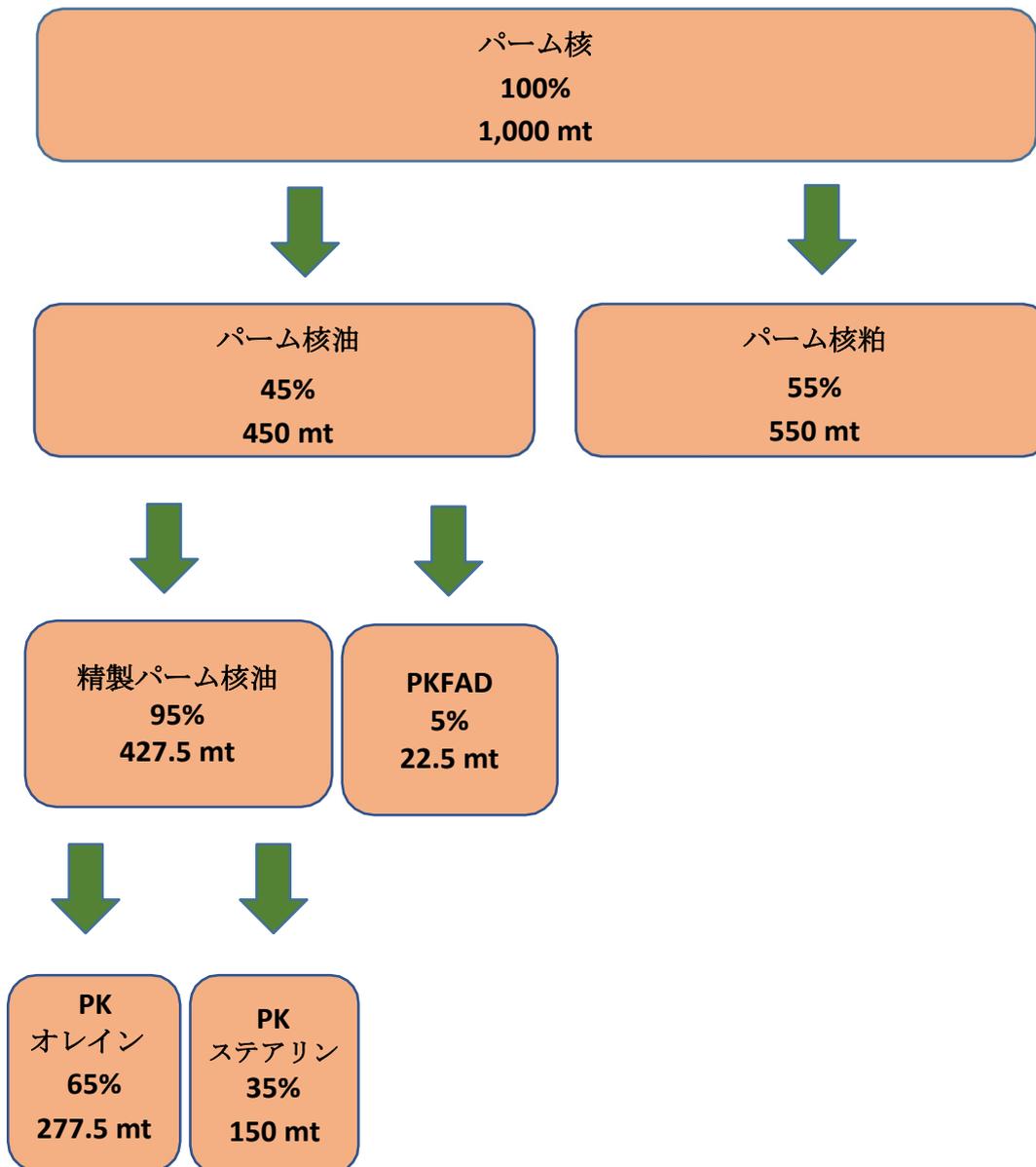


図3：パーム核油産出高スキーム

1. 説明

- 1.1. 団体は、そのマルチサイト生産・流通・加工過程の管理システムが対象とする地理的範囲、事業所の数と身元、サプライチェーンモデル、及び操業タイプを定義するものとします。（注：物質収支型（MB）会計は事業所レベルでのみ実施可能です）
- 1.2. ICS事務所として機能する本部は、参加事業所とみなされます。
- 1.3. 生産事業所も有する本部は、一つの事業所としてカウントされます。

2. 責任

- 2.1. 操業ユニットは、ユニット間に契約上の繋がりがあることを、明示するものとします。
- 2.2. 本部は、操業ユニットを実施業務に応じて組分けすることの正当性を、証明するものとします。
- 2.3. 本部は、RSPO生産・流通・加工過程の管理要求事項の管理と実施のため、中央管理され文書化されたICSを、備えるものとします。
- 2.4. 本部は、全操業ユニットがRSPO生産・流通・加工過程の管理要求事項を遵守することを保証する、全面的責任を有した運営責任者を、任命するものとします。
- 2.5. 本部は、ある操業ユニットがRSPOサプライチェーン認証の要求事項に準拠していないことが発覚した場合、不適合事項を指摘する手順を備えるものとします。
- 2.6. 本部は、参加の要求事項又はCB若しくは企業自身から発表された何かしらの不適合事項に対し、参加事業所が対処しない場合、当該参加事業所をマルチサイトシステムから除外する権限を有するものとします。

3. 研修

- 3.1. ICSの一部として、本部は、RSPOマルチサイト生産・流通・加工過程の管理のあてはまる全要求事項をカバーするため、参加事業所向け研修を制定し実施するものとします。

4. 記録保存

- 4.1. ICSでの全ての記録と報告の保存期間は、最低二年とします。また、法律及び規制の要求事項を遵守しなければならず、在庫にある原材料又は製品の認証地位を確認

できるものとしします。

- 4.2. ICSは、どの文書を全操業ユニットにあてはまる共通管理文書とするか定め、準備するものとしします。
- 4.3. ICSは、どの文書を各操業ユニットに要求される事業所別文書とするか定めるものとしします。
- 4.4. ICSでの全ての記録と報告の保存期間は、最低二年としします。また、法律及び規制の要求事項を遵守しなければならず、在庫にある原材料又は製品の認証地位を確認できるものとしします。

5. 内部監査

- 5.1 本部は、サプライチェーン認証システムがを判断するため、各参加事業所に対し少なくとも年次で内部監査を行うものとしします。
 - a) 計画した段取り、「RSPOサプライチェーン認証規格要求事項」、並びに「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」及びその他団体が制定した要求事項に適合しているか
 - b) 効果的に実行され維持されているか
- 5.2 内部監査中に不適合事項が発見された場合には是正措置が発行されるものとし、迅速に適切な方法で措置を講じるものとしします。
- 5.3 内部監査の結果及び不適合事項を是正するために取られたすべての措置は、要望によりCBは入手できるものとしします。
- 5.4 内部監査の結果及び不適合事項を是正するために講じられた全ての措置は、少なくとも年一回経営レビューを受けるものとしします。
- 5.5 監査プログラムは、監査の対象となる工程及び地域の状況と重要性を考慮し、また、これまでの監査結果を踏まえ、計画されるものとしします。監査基準、範囲、頻度及び方法が定義されるものとしします。監査員の選定と監査の実行は、監査プロセスの客観性と中立性を保証するものとしします。監査員は自身の作業は監査しないものとしします。
 - a) 監査の計画と実行、記録の確立、及び結果の報告に関する責任と要求事項を定義するために、文書化した手順を定めるものとしします。
 - b) 監査とその結果の記録は保管されるものとしします。
 - c) 監査対象地域の責任を負う管理責任者は、発見された不適合事項とその原因を根絶するため、必要な修正と是正措置が取られることを、保証するものとしします。

6. 主張

- 6.1 ICSは、RSPO商標及び最終製品に関するあらゆるRSPO主張が、その中央制御ポイントを通じて「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」の要求事項に合致していることを、保証する責任を負うものとします。

1. 説明

- 1.1. グループマネジャーは、グループ認証制度が対象とする地理的範囲、グループメンバーの数と身元、サプライチェーンモデル、及び操業タイプを定義するものとします。

2. グループ認証会員制要求事項

- 2.1 グループ認証に加盟できるのは、以下の企業に限られます。:
- a) 別個の法人である
 - b) アブラヤシ製品の年間使用量が個々に500トンまで（搾油工場向け要求事項2.4項参照）
- 2.2 グループ認証は、一か国に限定されておらず、国境をまたいだ運用が可能です。
- 2.3 グループは、グループに参加することに正式に同意し、又このグループ認証制度の要求事項及びグループ規則への遵守を明示したグループメンバーにより構成されるものとします。グループ加盟は任意です。微量使用者はグループ構成者の一員となることができます。
- 2.4 パーム油搾油工場はグループに参加できませんが、独自の供給元を持たず、年間生産量が5000トンまでの独立系パーム油搾油工場は例外とします。
- 2.5 グループメンバーは以下の意思表示に署名するものとします。
- a) グループ会員資格の要求事項と責任を受け入れ、それに合意する
 - b) RSPOサプライチェーン認証要求事項の遵守を受け入れる
 - c) グループマネジャーに、メンバーの代理として認証を申請する権限を与える
 - d) グループマネジャーの代理人、CB及びRSPO事務局の代理人に、彼らの所有地への出入りとRSPO製品に係る記録の入手を、いかなる時も認めることに合意する
 - e) グループマネジャーとその従業員に、最新の連絡先を提供することに合意する。
- 2.6 グループメンバーは、メンバーとして受け入れられる前及び受け入れ後も、選択したサプライチェーンモデルの実施が可能であることを、明示するものとします。
- 2.7 各グループメンバーは、RSPO製品売買時に、グループ認証番号と彼らの枝番を、サプライチェーンモデルへの言及を含め（すなわちIP/SG/MB）、RSPO SCC規格で要求されている全文書に利用するものとします。

- 2.8 グループのメンバーとして受け入れられた後にアブラヤシ製品の使用が年間500トンを超えると見込まれる場合は、そのグループメンバーは、グループからの脱退を、次のグループ会員資格満了日までにグループマネジャーに伝えるものとします。当該グループメンバーは、次のグループ会員資格満了日までに、RSPO SCC認定CBによる個別認証の手配をするものとします。
- 2.9 RSPOサプライチェーン準会員の費用は、RSPOが発行した比率でグループ法人が負担するものとします。グループ法人は、総会（GA）での投票権など付加的便益の享受を望む場合、RSPO正会員制度に自主的に加盟することが可能です。

3. グループ法人の責任

- 3.1 グループ法人とは次のようなものとします。
- a) その法人の本国の法律により法的に登記された一法人
 - b) RSPOの会員
- 3.2 グループ法人は以下を行うものとします。
- a) CBと契約がある
 - b) ある個人を、ICSの準備と実施に責任を負うグループマネジャーとして、任命する
- 3.3 グループメンバーは、彼らがグループ制度の一部であることを、明示するものとします。全グループメンバーは、グループ法人と法的及び／又は契約関係があるものとします。
- 3.4 グループは、「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項の管理と実施のため、中央管理され文書化されたICSを、備えなければならないものとします。
- 3.5 一つのグループには、グループマネジャーが一人いるものとします。この責任者は、グループメンバーとサプライチェーングループ認証のための、任命された運営代表者です。
- 3.6 「RSPOサプライチェーン認証規格」の要求事項は、各グループメンバーにより実施されるものとします。グループ制度の責任者は、全グループメンバーが「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項を遵守することを保証する、全面的責任を負います。
- 3.7 グループ制度は、あるメンバーが「RSPOサプライチェーン認証規格」に準拠していないことが発覚した場合の是正措置を指摘する手順を、備えるものとします。
- 3.8 グループマネジャーは、参加の要求事項が満たされていない場合、又はCB若しくはグループマネジャーから発表された何かしらの不適合事項に対し、参加グループメンバーが遵守しない場合、グループメンバーをグループ制度から除外する権限を有するものとします。

4. グループマネジャーの責任

4.1 グループマネジャーは

- a) あてはまる規格に対するグループ法人の遵守を保証する責任を負うものとし、ICSと総称して知られている、グループ手順と文書化を管理します。
- b) グループを運営する完全な権限を付与されるものとします。
- c) グループ制度が対象とする地理的範囲、事業所の数と身元、サプライチェーンモデル、及びグループ制度の範囲が対象とする操業タイプを定義する責任を負うものとします。
- d) RSPOへ支払うべき会費の徴収と支払いの責任を負うものとします。
- e) CBにより指摘された是正措置を含め、認証が依拠するあらゆる条件が完全に実施されることを、保証する責任を負うものとします

4.2 グループマネジャーは

- a) 体系的かつ効果的な方法でグループを運営する能力を明示するため、使命及び目的、並びに、操業管理と意思決定に関する方針及び手順を詳述した、文書化されたシステムを備えるものとします。
- b) グループ規則を準備し維持するものとします。
- c) グループの稼働のためにグループマネジャーが雇用した全個人の責任を明示する、グループ運営構造を準備し維持するものとします。
- d) 効果的かつ中立的な技術的及び管理的グループ運営を可能にするための十分な資源—すなわち、人的、物的及びその他関連資源—を明示するものとします
- e) CBにより保証されていない認証に関する文書を発行しないものとします
- f) アブラヤシ生産、RSPOサプライチェーン認証システム及び規格、並びにグループ内手順と方針の要求事項に対し、適切な知識があることを、明示できるものとします。
- g) その仕事に影響を与えかねない利益相反を抱えてはなりません。

4.3 グループマネジャー及び／又はその従業員は、現地の言語及び／又は英語で意思疎通ができるものとします。

5. グループ制度の運用

5.1 グループマネジャーは、全メンバーの代わりにRSPO SCC認定による認証を申請し、CBは、RSPOサプライチェーン認証の要求事項に従って、ICSの監査を行います。CBは、グループマネジャーのグループサイズ管理能力を検証します。CBは、全メンバー間で共有され、各メンバーに固有の識別コードが振られた認証と認証番号を発行するものとします。

- 5.2 RSPO サプライチェーン認証は、グループレベルで適用され、RSPO 認証製品を含有する半完成製品又は完成製品の取引又は更なる加工と販売を企図する、全てのグループメンバーは、彼らの操業にあてはまる適切なRSPO サプライチェーン規格モジュールへの完全な遵守を、明示するものとします。
- 5.3 RSPO ITプラットフォームについては、グループ法人のみが登録しメンバーIDを持つ必要があります。RSPO ITプラットフォーム登録と取引のすべては、グループマネージャーにより遂行されるものとします。
- 5.4 グループメンバーは、同一性保持型 (IP)、分離型 (SG)、又は事業所レベルでの (グループレベルではない) 物量収支型 (MB) のみ使用できます。

6. グループ運営手順

- 6.1 グループマネージャーのグループ運営に関する責任は、認証授与後に新メンバーが認証グループに参加するための手順を含め、明確に定義され文書化されるものとします。
- a) グループメンバー予定者及び現グループメンバーへ情報及び/又は研修を提供すること
 - b) あてはまるサプライチェーンモデルでの認証要求事項及びグループ規則にグループメンバー予定者が合致していることを、その加盟に先立ち保証するため、グループメンバー予定者の最初の審査を実行すること
 - c) グループ加盟に関するあらゆる変更を、変更の一か月以内にCBへ伝達すること
 - d) あてはまるサプライチェーンモデルでの認証要求事項をグループメンバーが引き続き遵守していることを保証するため、年一回全グループメンバーの内部監査を実行すること
 - e) グループ加盟日又は加盟更新日から十二か月にわたるアブラヤシ製品の年間使用量が、500トンを超えると見込まれる場合、グループメンバーはグループマネージャーに対し通知すること
 - f) グループ加盟の要求事項又はグループマネージャー若しくはCBから要求されたいかなる是正措置も遵守されない場合、認証範囲からグループメンバーを除外すること
 - g) RSPO商標のいかなる使用も、「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」に従っていると保証すること。
 - h) 各グループメンバーでのRSPO製品の投入と産出の動きを総数で示した概要が記録された、中央データベースを管理すること
- 6.2 グループマネージャーは、以下の文書と説明をグループメンバーに提供するものとします。
- a) グループが注力している「RSPO サプライチェーン認証規格」の写し一部
 - b) 「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」の写し一部
 - c) 認証プロセスについての説明

- d) 評価と監視のため、グループマネジャーがグループメンバーの証拠書類及びサプライチェーン認証規格の実施状況を入手する必要性、並びにCBの同様の入手を行う権利についての説明。
- e) 情報公開に関するCB及びRSPOの要求事項についての説明
- f) グループ会員資格に関する、以下のようなあらゆる義務事項の説明：
 - i. 監視用に情報を保存
 - ii. RSPO製品の追跡と履歴調査のため、あてはまる場合はRSPO ITプラットフォームのような、システムを使用
 - iii. CBが発出した条件又は是正措置への適合を求められること
 - iv. 認証対象製品のマーケティング又は販売に関するあらゆる特別要求事項
 - v. RSPO商標と製品主張の使用
 - vi. RSPO SCC認証番号と枝番の適正使用
 - vii. グループ会員資格のその他義務事項
 - viii. グループ会員資格に伴うあらゆる費用の説明。

7. 研修

- 7.1. ICSの一部として、グループマネジャーは、RSPO生産・流通・加工過程の管理のあてはまる全要求事項をカバーするため、制度のメンバー向け研修を制定し実施するものとします。

8. 記録保存

- 8.1. グループマネジャーは、全参加事業所に関する正確で、完全で、最新かつ容易に入手できる一元化された記録を保存するものとします。また、RSPOサプライチェーングループ認証要求事項の全側面を対象とする報告を、保存する責任をもつものとします。
- 8.2. グループ運営文書化には以下を含むものとします：
 - a) グループメンバー全員の個々について、そのメンバーとしての地位、生産工程、その他「RSPO持続可能なアブラヤシ生産規格」及び本サプライチェーングループ認証要求事項の遵守を保証するためのその他関連側面を、記録化及び監視
 - b) 現行の運営システム並びにグループマネジャーの人的資源及び技術的能力で支えうる、最大メンバー数
 - c) グループマネジャーとグループメンバー間の意思疎通に関する、明瞭な方針と手順の提供

- 8.3. 以下の中心的記録と報告は、保存され、かつ各グループメンバーについていかなる時も最新状態に保たれているものとします：
- a) 名称と住所一覧
 - b) 完全な連絡先詳細
 - c) 加盟日
 - d) グループ認証番号に続く割り当てられた固有の識別番号
 - e) グループ会員資格要求事項に記述された意思表示に当該メンバーが署名した日
 - f) グループ脱退日及び適用可能な場合その理由
 - g) 購入及び販売された全RSPOアブラヤシ製品の概要
 - h) あてはまるサプライチェーンモデル
 - i) アブラヤシ製品の年間使用予定トン
 - j) 一年間に加工又は製造されるRSPO認証製品総量
 - k) RSPO商標及び／又は主張の使用
 - l) グループメンバーとしての受け入れ前に実施された初回監査
 - m) 購入及び主張された認証量の年間記録（RSPOサプライチェーン認証制度－付属文書1）
 - n) 指摘された全不適合事項及び遵守要求事項を満たすために取られた処置
 - o) 当該メンバーのRSPO専用手順マニュアル
- 8.4. グループマネジャーは、グループメンバーに適用される共通管理文書を定め、準備するものとします。
- 8.5. グループマネジャーは、各グループメンバーに要求される事業所別文書を定めるものとします。
- 8.6. グループメンバーは、RSPO SCC規格要求事項に関連する彼らの操業の全側面について詳述した、最新のRSPO手順マニュアルを保管するものとします。
- 8.7. グループマネジャーは、全ての記録と報告を、最低二年保管するものとします。また、法律及び規制の要求事項を遵守し、在庫にある原材料又は製品の認証地位が確認できるものとします。
- 8.8. グループメンバーは、RSPO製品の全投入及び産出の最新かつ正確な記録を保存するものとします。また、グループマネジャーの要求により、いかなる時でもその量の突き合わせが行えるものとします。突き合わせは、回避できない汚染又は減耗、生産製造工程、並びに使用されたあらゆる配合表を考慮にいれるものとします。
- 8.9. 該当する場合、グループマネジャーは、RSPO ITプラットフォーム上で登録されたRSPO製品の完全かつ入手可能な移動記録を、保存するものとします。
- 8.10. グループメンバーは、RSPO商標及び主張の使用に関する写真記録及び書面記録を保存するものとします。

9. 内部監査

- 9.1. グループマネジャーは、グループ制度でのサプライチェーン認証規格要求事項に合致していることを保証するため、最低でも年一回は各参加サイトの内部監査を実施するものとします。
- 9.2. 内部監査中に不適合事項が発見された場合には是正措置を発出し、迅速に適切な方法で措置を講じるものとします。
- 9.3. 内部監査の結果及び不適合事項を是正するために講じられた全ての措置について、要望のあった場合はCBの閲覧に供するものとします。

10. 主張

- 10.1. グループマネジャーは、RSPO商標の全ての使用及び最終製品に関する主張が、ICSによりRSPO要求事項に沿っていることを、保証する責任を負うものとします。

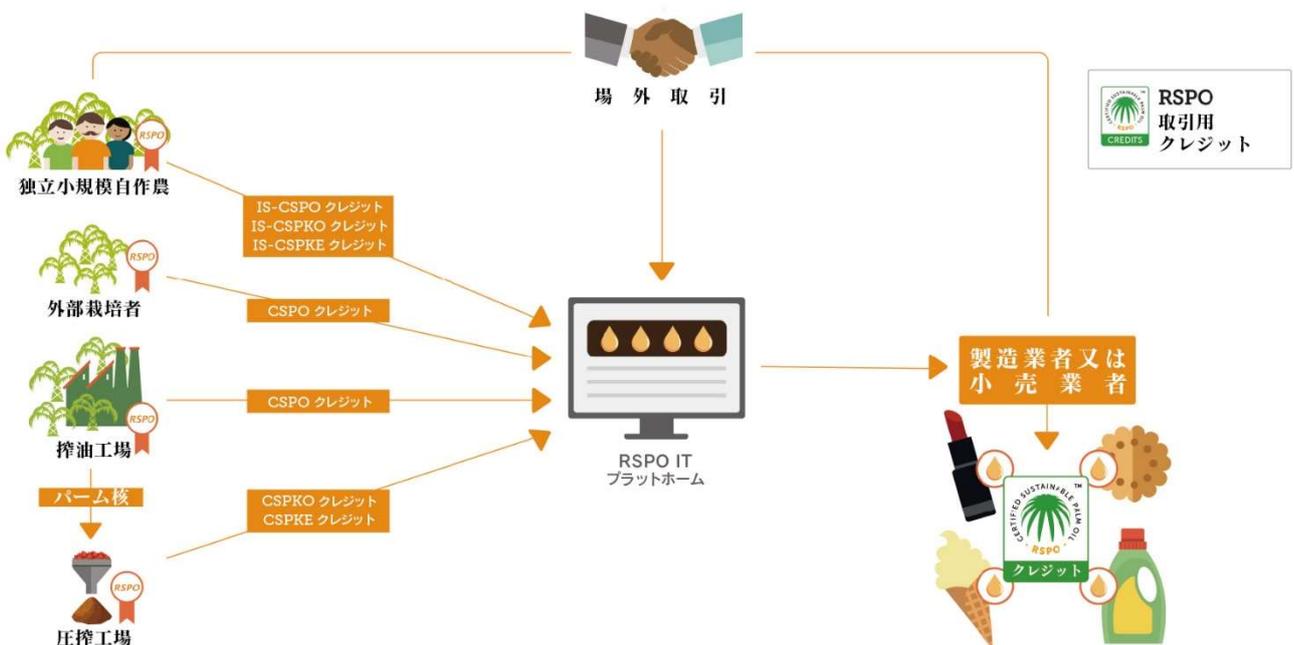
1. 定義

帳簿ベース主張 (B&C) サプライチェーンモデルは、RSPO認証搾油工場、圧搾工場、独立外部栽培者及び独立小規模自作農グループが、アブラヤシ製品の実物を非認証/通常のものとして販売しながら、サプライチェーンの最後に位置するサプライチェーン当事者にRSPOクレジットを販売することを認めるものです。

2. 説明

RSPOクレジット販売者：搾油工場 (CSPO)、圧搾工場 (CSPKO、CSPKE)、独立外部栽培者 (CSPO)、独立小規模自作農 (ISクレジット：CSPO、CSPKO、CSPKE)。

RSPOクレジットのバイヤー：100%持続可能の誓約を達成したいRSPOのメンバーは、加工で使用した非認証/通常のアブラヤシ製品の量を埋め合わせるために、RSPOクレジットを購入することができます。バイヤーによるRSPOクレジットの転売はできません。消費財製造業者がRSPOクレジットを購入し、RSPO小売業メンバー及び/又はブランド所有者に代わってRSPOクレジットを主張することができます。RSPOクレジットの購入により、バイヤーは持続可能な生産を販売者に直接奨励することができます。



3. サプライチェーン要求事項

- 3.1. RSPO認証搾油工場は、認証された持続可能なパーム油（CSPO）のRSPOクレジットを販売できます。搾油工場が販売可能なRSPOクレジットの量は、当該搾油工場が認証を受けた量から同一性保持型（IP）及び物量収支型（MB）を通じて販売した量を差し引いた最大量によります。生産不足による売り越しの場合、搾油工場はRSPOクレジットの買い戻しをRSPO事務局に申請することにより埋め合わせる必要があります。
- 3.2. RSPOサプライチェーン認証を受けたパーム核油圧搾工場は、認証された持続可能なパーム核油（CSPKO）及び／又は認証された持続可能なパーム核粕（CSPKE）のRSPOクレジットを販売することができます。圧搾工場は、RSPO認証パーム核油の購買により量を構築していきます。
- 3.3. RSPO認証を受けた独立小規模自作農グループは、独立小規模自作農持続可能な認証パーム油（IS-CSPO）、独立小規模自作農持続可能なパーム核油（IS-CSPKO）及び独立小規模自作農持続可能なパーム核粕（IS-CSPKO）のRSPOクレジットを販売することができます。独立小規模自作農グループが販売可能なIS-CSPO、IS-CSPKO及びIS-CSPKOのクレジットの量は、アブラヤシ果房（認証された量のFFB）の年間産出予測及びその国または地域において適用可能な標準的OER（20％）/KER（5％）に基づきます。生産不足に起因する売り越しの場合、グループはRSPOクレジットの買い戻しをRSPO事務局に申請することにより埋め合わせる必要があります。
- 3.4. 認証外部栽培者は、CSPOのRSPOクレジットを販売することができます。外部栽培者が販売可能なCSPOクレジットの量は、アブラヤシ果房（認証された量のFFB）の年間産出予測及び標準的OERに基づきます。
- 3.5. RSPOクレジットの販売を認められているのは、搾油工場、パーム核油圧搾工場、外部栽培者及び独立小規模自作農の会員だけです。販売はRSPO ITプラットフォーム上で有効なRSPO認証書／ライセンスを有している限りにおいて認められています。搾油工場、外部栽培者及び独立小規模自作農グループの認証量はライセンス失効日に失効し、持越しは認められていません。パーム核油圧搾工場はサプライチェーン認証だけなので、量を翌ライセンス期に持ち越すことが可能です。
- 3.6. RSPOクレジットを購入できるのは、搾油工場、パーム核油圧搾工場、外部栽培者及び独立小規模自作農グループ以外のRSPO会員だけです。購入者が購入したRSPOクレジットの有効性は、購入日から一年です。
- 3.7. RSPOクレジットは、RSPO ITシステムのオンライン市場において又は場外取引（OMD）を通じてのみ取引されるとします。OMDは取引成立時にいずれかの当事者によりRSPO ITシステムに報告されるものとします。
- 3.8. RSPO会員は、オレオケミカル及びその派生物を除き、非認証／通常のアブラヤシ製品の使用をカバーするため、RSPOクレジットを一對一の比率に基づき（すなわち、1 CSPOクレジットはパームステアリン1トンのカバーする）購入できます。オレオケミカル及び派生物については、「RSPOオレオケミカル及びその派生物関する規則」（付属文書6）で説明されている比率を使用してください。

- 3.9. 帳簿ベース主張の監査は、ある団体が特定の一年間に年間500 RSPOクレジットの資格取得レベルを主張した時点で行われるものとしします。さらに、主張が移転された場合、500 RSPOクレジットの資格取得レベルは、主張の移転先の団体に適用されます。団体は、認定を受けたCBと契約し、帳簿ベース主張のチェックリストを使って監査を行うものとしします。

帳簿ベース主張モデルのさらなる情報は、RSPOウェブサイトの (www.rspo.org) の「帳簿ベース主張」提供者利用規定をご覧ください。

4. 市場での主張

- 4.1. RSPOクレジットの購入者は、クレジット購入日から一年間市場での主張を行うことができます。
- 4.2. 市場での主張は、「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」を遵守するものとしします。

1. 序文

パーム油微量使用者とは年間1000kg未満*のごく少量のアブラヤシ製品を使用している団体です。これはアブラヤシ製品全ての量です（認証及び非認証）。

2. 選択肢

この簡素化した監査体制の利用を希望する微量使用者には、個別のサプライチェーン認証とグループ認証の二つの選択肢があります。

2.1. 微量使用者向けサプライチェーン個別認証

最初の認証審査および認証更新時の監査は、往査で行われるものとします。年次査察監査は、認証機関によるリモート監査に置き換えても構いません。

認証を受けた会社は、認定CBによる監査に先立ち以下の情報を提供するものとします：

- a) 監査の前年又は直近の監査以降のアブラヤシ通常製品及び認証製品全ての購入一覧（全量が1000kg未満の確認が行えるもの）
- b) 直近の監査以降のMB、SG、IPのすべてにおける販売一覧表。エクセル形式か社内システムからの抽出で準備
- c) RSPOのウェブサイトを通じ検証済みのRSPO認証サプライヤーの有効な認証書及び／又はライセンスの一覧
- d) 販売者のサプライチェーン認証番号とSCモデルが記載されたRSPO認証サプライヤーからの請求書を最低一件

監査人は、この情報を検証し、RSPO ITプラットフォームでライセンス更新を申請し、認証書及び監査報告のアップロードを行います。

微量使用者が製造手順を変更する場合、あるいは1000kg以上を使用する場合は、往査を受けるものとします。

2.2. 微量使用者向けサプライチェーングループ認証

微量使用者は、付属文書 3 に規定されたサプライチェーングループ認証の条件下にあるグループに加わることが出来ます。

最初の認証審査、査察監査及び認証更新時の監査は、往査により行うものとします。ただし、年次査察監査は、微量使用者の抜き取り調査は行わずにグループマネジャーレベルで実施するものとします。

グループマネジャーは、会員資格に先立ち、適用可能なサプライチェーンモデルでの認証要求事項及びグループ規則にグループメンバー予定者が合致していることを保証するため、グループメンバー予定者の監査を行います。（6.1項の一部）

9.1項に記載の年次内部監査は免除されるものとします：

- a) グループマネジャーは、グループ制度でのサプライチェーン認証規格要求事項に合致していることを保証するため、最低でも年一回は各参加サイトの内部監査を実施するものとします。
- b) この監査はグループ責任者によるリモート監査で実施されるものとします。
- c) 微量使用者が製造手順を変更する場合、あるいは1000kg以上を使用する場合は、通常のグループメンバーとして当該微量使用者をグループに含めるものとします。

1. 序文

- 1.1. 本付属文書は、RSPOサプライチェーン認証規格（SCCS）モジュールA/B/Cを補足するもので、オレオケミカル及びその派生物に関する透明性向上を目的としています。
- 1.2. 本規則は、オレオケミカル派生物市場のあらゆる選択肢を対象としているわけではありません。全てのサプライチェーン参加者は、厳格な監査を可能とするため、適切に透明性をもって自らのサプライチェーン業務を文書化するものとします。
- 1.3. 本付属文書の実施手引きとして、よくある質問（FAQ）が提供されています。FAQはRSPOのウェブサイト（www.rspo.org）で参照できます。

2. 定義

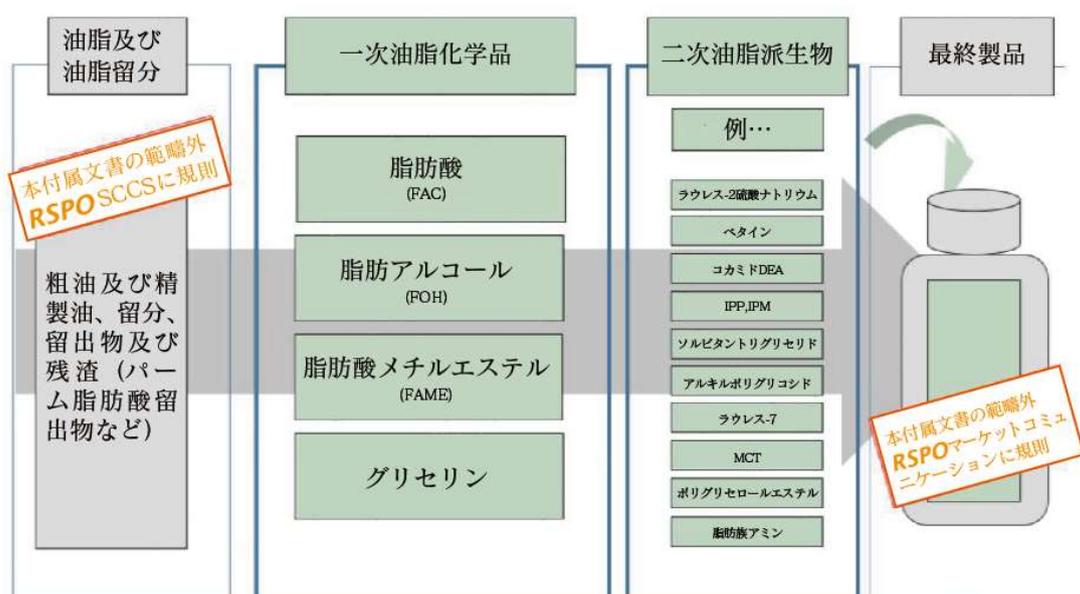
MBの主張の移転	帳簿システムにおけるMBの主張の移転
MPOBの炭素鎖ガイドライン	マレーシアパーム油庁（MPOB）は、炭素鎖分布に基づく油脂源を定義している
アブラヤシ製品	果肉部分と核部分を含めアブラヤシからつくられる製品
一次油脂化学品	元のトリグリセリド構造を変化させる工程によって得られる製品
エステル交換係数	植物油脂を脂肪酸メチルエステルにエステル交換する場合の係数
脂肪酸及び脂肪アルコール合成係数	製品と原材料で比較した脂肪酸／脂肪アルコール鎖長の比率
蒸留係数	混合脂肪酸を蒸留により精製し、純粋脂肪酸を生産する場合の係数
製品換算係数	分子量に基づき、製品中のパーム由来の炭素鎖部分と二次油脂派生物中の非パーム部分を決定する係数
製品産出高	SCCSで固定した油脂及び留分の産出高スキーム、並びに／又は表3a及び3bで固定した一次油脂化学品の産出高スキーム
製品損失係数	蒸留、エステル交換及び分解の過程で発生する製品の損失
二次油脂派生物	一次油脂化学品を前駆物質として複数の化学変換ステップの後に得られる製品
パーム油及びパーム核油留分	オレイン、ステアリン
分解係数	水の存在下で油脂のトリグリセリド分子を分解（又は加水分解）し、グリセリンと脂肪酸混合物を産出する場合の係数

3. 範囲

3.1 対象となる原材料

本付属文書の範囲は、主な一次油脂化学品と二次油脂派生物に限定されます（第2章の定義、図表1及び表1を参照）。ただし、この原則は、その他の下流の二次派生物に関する手引きとすることができます。パーム油、パーム核油又はその留分が基本的な原料油であるかどうかは、MPOBの炭素鎖長ガイドライン（表2を参照）によって決定するものとします。原料を交換して同じ派生物を生産することが可能な場合、実際の加工ルートにおける原料の選択を認証機関に対し明らかにするものとします。混合したパーム油及びパーム核油から製造したMB製品の場合、製品を構成する主要な油脂に基づき油脂の配分を決定できます。

図表1 範囲



3.2 対象となるRSPOサプライチェーンモジュール

本付属文書は、同一性保持型（IP）、分離型（SG）、物量収支型（MB）、帳簿ベース主張（BC）スキームのRSPOサプライチェーンモジュールを対象とします。

4. 算定に関する一般ガイドライン

この算定係数は、C6—C18の炭素鎖の大半を含有する派生物に重点を置くものです。以下については、本付属文書の範囲外です：

- C18以上の炭素鎖が圧倒的に多い製品。これらは、パーム油又はパーム核油から派生するものではありません。
- 付属文書1の産出高スキームに従った、粗油と精製油（RBD）、その留分、留出物及び精製残渣（パーム脂肪酸留出物など）

4.1 分離型（SG）／同一性保持型（IP）スキーム

4.1.1 SG／IP製品は、製造及び処理工程全般における適切な分離の要求事項により得られます。

4.1.2 対象範囲の一次油脂化学品（図表1を参照）に係る算定には、実際の油脂の必要量に基づく明確な要素（産出量係数）を使用するものとします。本文書における産出量係数（表3）は手引きにすぎず、製造業者は厳格な監査のためサプライチェーン業務を文書化する必要があります。製造業者は、一次油脂化学品に対する産出量ベースの係数を適用するものとします（表3を参照）。

4.1.3 二次油脂派生物（図表1を参照）の製造業者は、ガイドライン（強制ではない）として表4に示す二次油脂派生物の標準換算係数を適用するものとしますが、固有の社内データに基づく固有の産出高を使用することもできます。

4.1.4 二次油脂派生物製品の換算係数が（まだ）既存文書に掲載されていない場合、又は固有の社内データに基づき算定される場合には、4.4の算定ガイドライン（図表9を参照）が適用されるものとします。

4.2 物量収支型（MB）スキーム

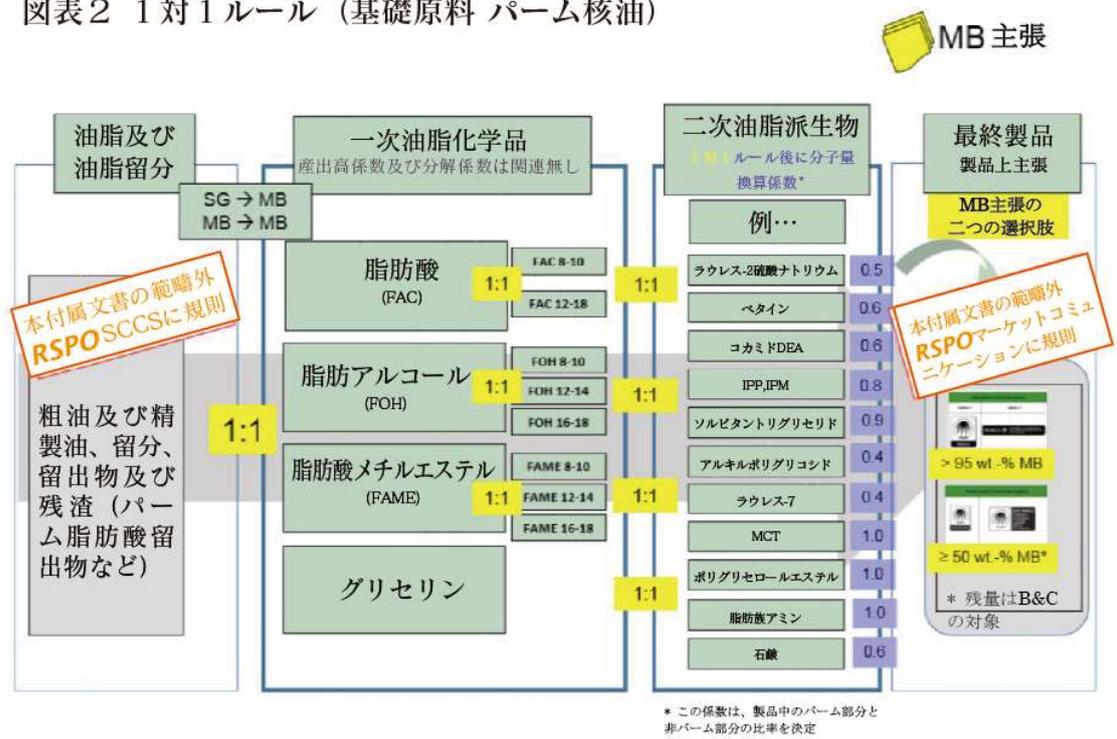
本手引きでは、一次油脂化学品と二次油脂派生物にMBスキームを適用するための主要な固有要素を明確にするものとします。

4.2.1 1対1ルール

対象となるパーム核油、その留分、留出物又は残渣製品からつくられる一次油脂化学品の場合、分子量が前駆物質の油脂と大きく変わらないことから、1対1ルールが適用されるものとします（図表2を参照）。グリセリンの場合、前駆物質の身元や炭素鎖の基準がないため、同じく1対1ルールを適用するものとします。

対象となる二次油脂派生物の場合、1対1ルールを適用した後に、ガイドライン（強制ではない）として分子量ベースの換算係数に基づく製品算定係数を適用するものとしますが、固有の社内データに基づく固有の産出高を使用することもできます（表4を参照）。二次油脂派生物製品の換算係数が（まだ）既存文書に掲載されていない場合には、4.4のガイドラインが適用されるものとします。

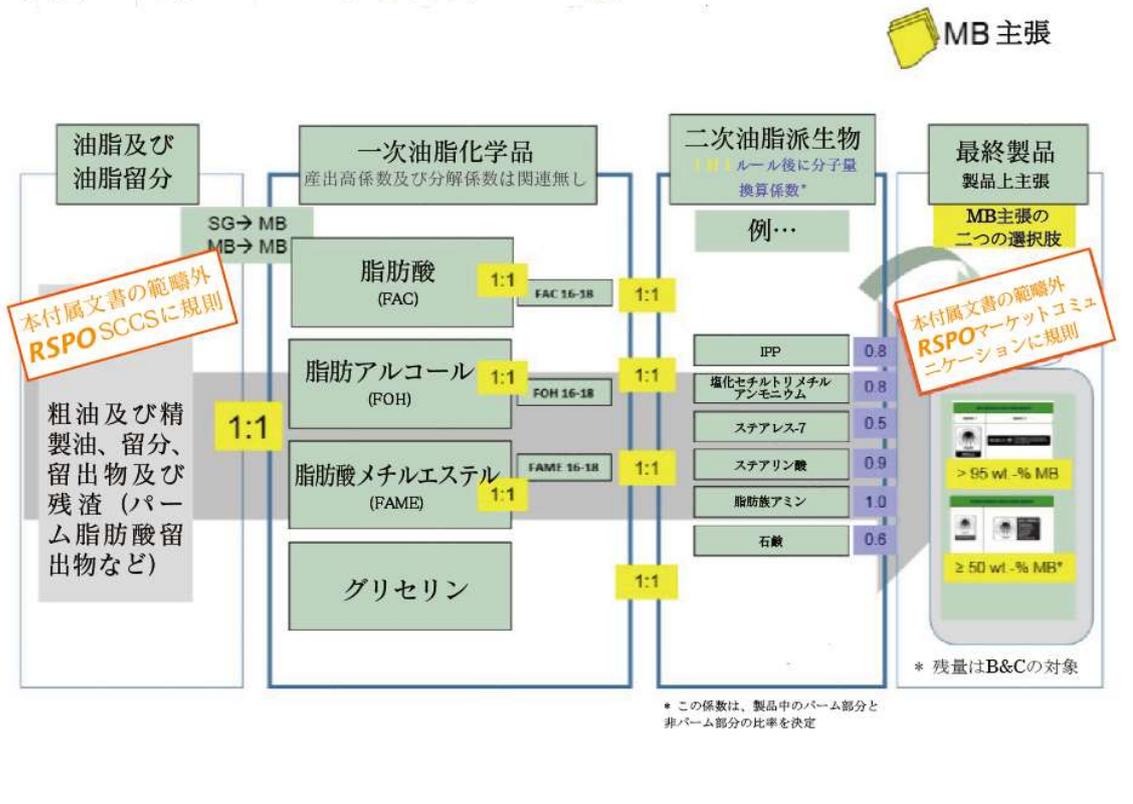
図表2 1対1ルール（基礎原料 パーム核油）



パーム油、その留分、留出物又は残渣製品からつくられる一次及び二次油脂派生物（図表3を参照）は、炭素鎖の長さの前提条件により限られますが（表2を参照）、同じ論理が適用されるものとします。

石鹼素地（油脂の鹼化又は脂肪酸の中和によってつくられる）の場合、油脂の必要量は主に総油脂分によって決まり、これはソープヌードルの含水率に影響されます。換算係数は、含水率18%以下のソープヌードルの場合は0.7を適用し、含水率18%を超えるソープヌードルの場合は0.6を適用します。

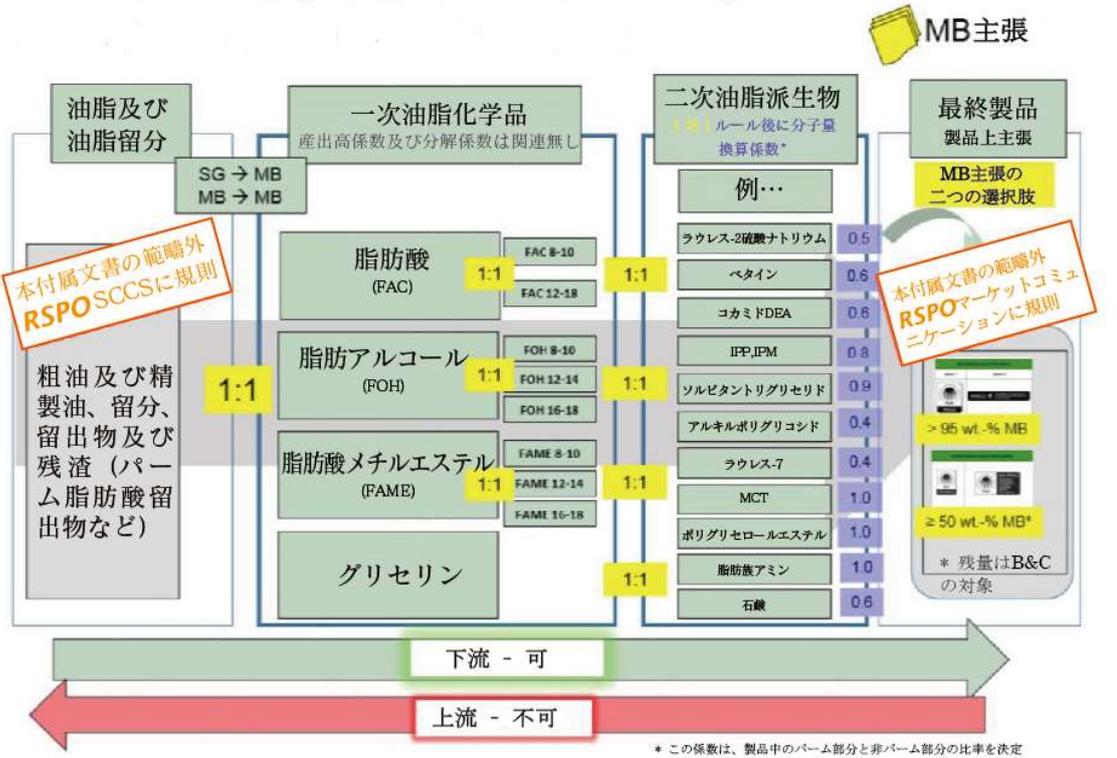
図表3 1対1ルール (基礎原料 パーム油)



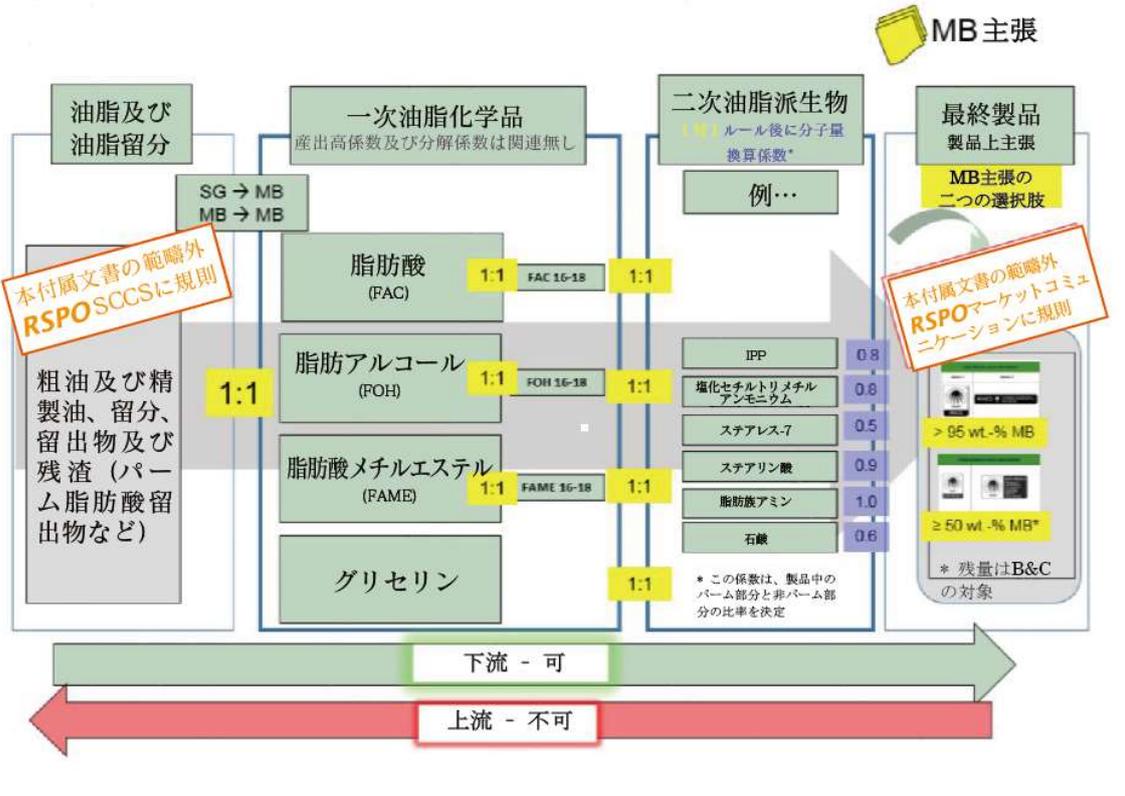
4.2.2 MB主張の下流／上流移転

パーム核油、その留分、留出物又は残渣製品からつくられる一次油脂化学品及び二次油脂派生物の場合、物量収支型 (MB) 主張の移転は、下流にのみ適用できます (図表4を参照)。パーム油からつくられる一次油脂化学品及び二次油脂派生物についても同ルールが適用されます (図表5を参照)。例として、脂肪酸からベタインへのMB主張の下流移転は可能とします。例として、脂肪アルコールからパーム核油、又はベタインから脂肪酸へのMB主張の上流移転は認めないものとします。

図表4 パーム核油 MB 主張の上流/下流移転



図表5 パーム油 MB 主張の上流/下流移転



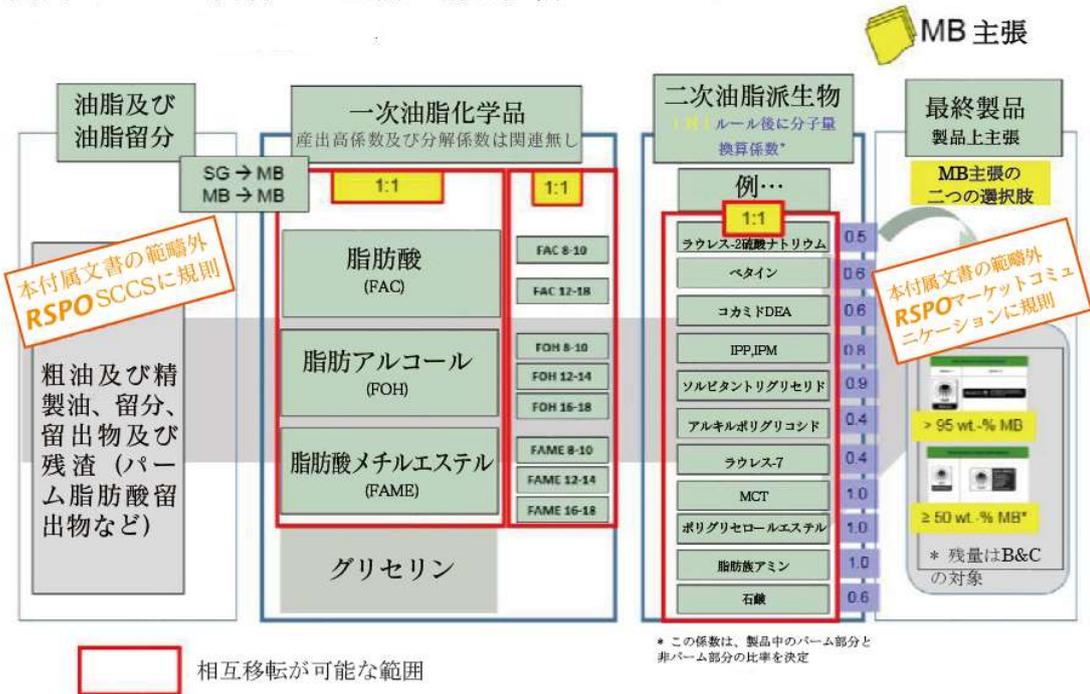
4.2.3 MB主張の相互移転

赤枠（図表6を参照）で示した特定のセクション内では、物量収支型（MB）主張の移転が可能です。例えば、脂肪酸から脂肪アルコール、又はラウレス-2硫酸ナトリウムからベタインへの移転は可能とします。グリセリンは、前駆物質の身元や炭素鎖の基準がないため、相互移転から除外されます⁵。

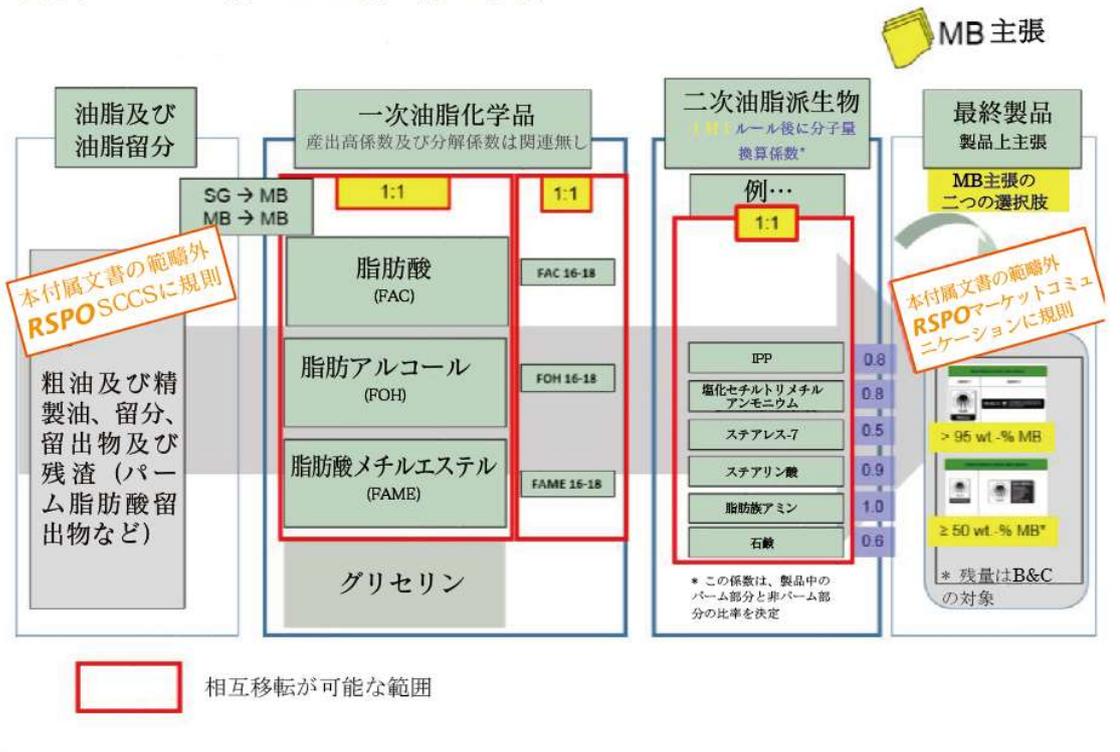
パーム油からつくられる一次油脂化学品と二次油脂派生物についても同じルールが適用されます（図表7を参照）

⁵ グリセリンの前駆物質又は炭素鎖の基準について、同じ供給源（PO又はPKO）を証明する証拠がある場合、MB主張の相互移転が可能となります。

図表6 パーム核油 MB 主張の相互移転



図表7 パーム油 MB 主張の相互移転



4.3 RSPOクレジット/帳簿ベース主張

対象範囲の一次油脂化学品及び二次油脂派生物（図表1を参照）に係るB&Cの算定には、手引き（強制ではない）として表4に示す標準換算係数を使用するものとしますが、固有の社内データに基づく固有の産出高を使用することもできます。

二次油脂派生物製品の換算係数が（まだ）既存文書に掲載されていない場合、4.4の算定ガイドライン（図表9を参照）が適用されるものとします。

4.4 二次油脂派生物の換算係数を算定するための指針

算定済み製品換算係数は全て表4に掲載されています。

二次油脂派生物の換算係数が（まだ）表4に掲載されていない場合、正確な換算係数を確立するため、図表8に示される手本構造を適用するものとします。

実際の物理的産出高が使われるSG製品の場合、換算係数はガイドラインとして使用できます。

製品の換算係数（例：1 = PO/PKO含有率100%）は、加工された材料の量に依らず、最終製品に含まれるPO/PKOの量を表します。

図表9 新しい二次油脂派生物の換算係数の決定

この係数は、分子量に基づき製品のパーム部分と非パーム部分の比率を決定します。製品換算係数がまだ既存文書に掲載されていない場合に、製品換算係数を確立するためのガイドラインを以下に示します。

1. 製品を各成分に分解（すべての反応物が特定されるまで）
2. 反応物の由来を調査（パーム、パーム核油、留分若しくは残渣か、又はそれ以外か）
3. 製品の平均化学構造を定義（図2参照）
4. 分子量計算を適用（図1参照）
5. それぞれの成分についてパーム由来と非パーム由来の比率を算定（図3参照）
6. 成分中のパーム由来の総量を算定します（図3参照）

M_r = 分子量

$$\% \text{パーム} = \frac{M_r (\text{パーム由来})}{M_r} \cdot 100$$

図1 - 分子量計算

青 = パーム由来
赤 = 非パーム由来



図2 - 平均化学構造 (例)

例 - 製品全体の PKO 含有率 30%

20%	成分 A (PKO 0%)
20%	成分 B (PKO 100%)
20%	成分 C (PKO 50%)
40%	水 (PKO 0%)

PKO(計算式) = 0.2 · 0% + 0.2 · 100% + 0.2 · 50% + 0.4 · 0%

A B C D

図3 - 成分の算定 (例)

表1 一対象範囲の製品（炭素鎖C6 - C18）

一次油脂化学品	脂肪酸 脂肪酸メチルエステル 脂肪アルコール グリセリン
二次油脂派生物 (例であり、これらに限らない)	アルキルポリグリコシド カプリル酸/カプリン酸 トリグリセリド (MCTなど) 塩化セチルトリメチルアンモニウム ココミドDEA ココミドMEA ココミドプロピルベタイン 脂肪イセチオネート (ココイルイセチオン酸ナトリウムなど) グリセロールエステル (モノグリセリド、ジグリセリド及びトリグリセリド) イソプロピルエステル (IPM、IPPなど)

	ラウレス-7 ポリグリセリン脂肪酸エステル ラウレス-1硫酸ナトリウム ラウレス-2硫酸ナトリウム ラウレス-3硫酸ナトリウム ラウリル硫酸ナトリウム パーム核脂肪酸ナトリウム ステアリン酸ナトリウム ソルビタンモノグリセリド ソルビタントリグリセリド ステアラミドプロピルジメチルアミン ポリソルベート60 (エトキシ化SMS) ポリソルベート80 (エトキシ化SMO) ポリソルベート65 (エトキシ化STS) ステアリン酸プロピレングリコールモノエステル	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

表2—マレーシアパーム油庁 (MPOB) の炭素鎖長ガイドライン

炭素鎖	パーム核油	パーム油	パームステアリン	パームオレイン
C6	0.5	-	-	-
C8	4.5	-	-	-
C10	3.5	-	-	-
C12	48.5	0.1	0.3	0.3
C14	15.5	1.0	1.5	1.0
C16	8	44.0	62.4	40.2
C18	2	4.4	5.0	4.4
C18:1	15	40.1	24.9	42.8
C18:2	2.5	10.4	5.9	11.3

表 3 a—SG及びIPの脂肪酸の炭素鎖算定要素係数

(注：0.87は脂肪酸の産出量係数です。その他の算定係数は、表2と炭素鎖長ガイドラインから算定されています)

		POベース		PKOベース	
炭素鎖 C6-C14 の脂肪酸	対象留分 (1 mt)			必要なSG (IP) 認証 PKO (トン当たり)	算定
	C6			229.9	[(1/0.87)/0.005]
	C8			25.5	[(1/0.87)/0.045]
	C10			32.8	[(1/0.87)/0.035]
	C12			2.4	[(1/0.87)/0.485]
	C14			7.4	[(1/0.87)/0.155]
	C8-10			14.4	[(1/0.87)/0.08]
	C12-14			1.8	[(1/0.87)/0.64]

炭素鎖 C16-C18 の脂肪酸	対象留分 (1 mt)	必要なSG (IP) 認証PO (トン当たり)	算定	必要なSG (IP) 認証 PKO (トン当たり)	算定
	C16	2.6	[(1/0.87)/0.44]	14.4	[(1/0.87)/0.08]
	C18	2.1	[(1/0.87)/0.55]	5.7	[(1/0.87)/0.20]
	C16-18	1.2	[(1/0.87)/0.99]	4.1	[(1/0.87)/0.28]
パーム又はパーム核オレイン酸		2.1	[(1/0.87)/0.51]	5.7	[(1/0.87)/0.18]

表 3 b—SG及びIPの脂肪アルコールの炭素鎖算定要素

(注：0.83は脂肪酸の産出量係数です。その他の算定係数は、表2と炭素鎖長ガイドラインから算定されています)

		POベース		PKOベース	
炭素鎖 C6-C14の脂肪アルコール	対象留分 (1 mt)			必要なSG (IP) 認証 PKO (トン当たり)	算定
	C6			241.0	[(1/0.83)/0.005]
	C8			26.8	[(1/0.83)/0.045]
	C10			34.4	[(1/0.83)/0.035]
	C12			2.5	[(1/0.83)/0.485]
	C14			7.8	[(1/0.83)/0.155]
	C8-10			15.1	[(1/0.83)/0.08]
	C12-14			1.9	[(1/0.83)/0.64]
炭素鎖 C16-C18の脂肪アルコール	対象留分 (1 mt)	必要なSG (IP) 認証PO (トン当たり)	算定	必要なSG (IP) 認証 PKO (トン当たり)	算定
	C16	2.7	[(1/0.83)/0.44]	15.1	[(1/0.83)/0.08]
	C18	2.2	[(1/0.83)/0.55]	6.0	[(1/0.83)/0.20]
	C16-18	1.2	[(1/0.83)/0.99]	4.3	[(1/0.83)/0.28]

表4—一次油脂化学品及び二次油脂派生物の換算係数（原材料の活性を100%とする）
（水／溶剤を除く）

インデックス	一次油脂化学品	係数*
1	脂肪酸	1.0
2	脂肪アルコール	1.0
3	脂肪酸メチルエステル	1.0
4	グリセリン	1.0
	二次油脂派生物（ICNI名又は化学名）	係数
5	ココミドプロピルベタイン	0.6
6	脂肪族アミン	1.0
7	ラウリル硫酸ナトリウム	0.7
8	ラウレス-1硫酸ナトリウム	0.6
9	ラウレス-2硫酸ナトリウム	0.5
10	ラウレス-3硫酸ナトリウム	0.5
11	ステアリン酸ナトリウム	0.7
12	パーム核脂肪酸	0.7
13	ラウレス-7	0.4
14	ステアレス-7	0.5
15	ココミドMEA	0.8
16	ココミドDEA	0.6
17	ステアラミドプロピルジメチルアミン	0.7
18	塩化セチルトリメチルアンモニウム	0.8
19	イソプロピルエステル（IPM、IPPなど）	0.8
20	カプリル酸／カプリン酸トリグリセリド（MCTなど）	1.0
21	脂肪イセチオネート（ココイルイセチオン酸ナトリウムなど）	0.6
22	アルキルポリグリコシド	0.4
23	グリセロールエステル（モノグリセリド、ジグリセリド及びトリグリセリド）	1.0
24	ポリグリセリン脂肪酸エステル	1.0
25	ソルビタンモノグリセリド	0.7
26	ソルビタントリグリセリド	0.9
27	ポリソルベート60（エトキシ化SMS）、ポリソルベート80（エトキシ化SMO）	0.2
28	ポリソルベート65（エトキシ化STS）	0.5
29	プロピレングリコールモノエステル	0.9
30	ラクチル化モノグリセリド	0.8

31	脂肪酸乳酸エステル金属塩（ステアロイル乳酸ナトリウム、ステアロイル乳酸カルシウム）	0.6
32	アシル化モノグリセリド	0.9
33	コハク酸モノグリセリド	0.8
34	エトキシ化モノグリセリド（ポリグリセレート60）	0.8
35	ショ糖脂肪酸エステル	0.5
36	ジアセチル酒石酸モノグリセリズ（DATEM）	0.6
37	クエン酸モノグリセリド	0.7
38	ステアロイル乳酸	0.7
39	酒石酸ステアリル	0.4
40	フマル酸ナトリウムステアロイル	0.7
41	カルボン酸石鹼	0.7
42	n-ブチルエステル	0.8
43	酢酸2-エチルヘキシル	0.7
44	TMPエステル（TMP C8-C10トリエステル）	0.5
45	エチレングリコールモノエステル（EGMS）	0.9
46	エチレングリコールジエステル（EGDS）	0.9
47	メチルエステルスルホネート（MES）	0.7

* 一次油脂化学品又は二次油脂派生物製品1トンに存在するパーム油又はパーム核油前駆物質等価体

1. フードサービス会社の定義

その場で直ちに消費される、又は持ち帰り用のあらゆる種類の食事及び／又は軽食を提供する一つ又は複数の施設。このカテゴリーには、フルサービスのレストラン、ファーストフード店、ケータリング業者、カフェテリアなど消費者や公衆向けに食品を調理、提供、販売する場所が含まれます。また、リテールベーカリー、スーパーマーケット内で半焼成パンを焼くベーカリー、組織向けに配達を行うフードサービス会社も含まれます。

2. 本文書の目的

- 2.1 食事や軽食にRSPO認証パーム油及びアブラヤシ製品を使うフードサービス会社向けに、RSPOサプライチェーン認証を受け、RSPO商標を使用するとともに持続可能な方法で生産されたRSPO認証パーム油及びアブラヤシ製品を使用するとの誓約を主張できるようにするためのガイドラインを提供します。
- 2.2 本ガイダンスは、食品業界が「2020年RSPOサプライチェーン認証規格」及び「2020年RSPOサプライチェーン認証システム」の文書に照らしてフードサービス会社を特定し認証するために役立ちます。

3. プロセスの要求事項

3.1. 単独のフードサービス会社

- 3.1.1 単独のフードサービス会社の場合、「RSPOサプライチェーン認証規格」のモジュールA／B／Cが適用されます。
- 3.1.2 単独のフードサービス会社に対する監査体制は、全てのRSPOサプライチェーン認証監査と同様に扱うものとします。監査には、最初の認証のための事業所訪問、査察監査、認証更新が含まれます。
- 3.1.3 フードサービス会社が使用するアブラヤシ製品が年間1000kg未満*の場合、査察監査をCBによるリモート監査に代えることができます。ただし、最初の認証審査及び認証更新時の監査には往査を伴うものとします。

注：1000kgという使用量は、本規格において定義される微量使用者（付属文書5）の定義に基づき決定されています。これは認証製品の量ではなく、アブラヤシ製品全ての量です。

3.2. マルチサイトフードサービス会社

- 3.2.1 マルチサイトフードサービス会社とは、フランチャイズ店、又は本部を含め二つ以上の参加事業所を有する会社です。
- 3.2.2 認証を目的として、マルチサイト会社は「RSPOサプライチェーン認証規格」のモジュールA/B/Cを遵守するものとします。
- 3.2.3 監査には、最初の認証のための本部及び全ての購買施設への事業所訪問、査察監査、認証更新が含まれます。本部が中央で全ての購買を厳格な手順により管理している場合、本部のみを事業所訪問により監査し、地域の購買事業所は必要に応じてリモート監査するものとします。
- 3.2.4 「RSPOサプライチェーン認証システム」文書のA.2.4に掲載された、サンプルの参加事業所を査察監査する監査の公式は、このマルチサイトフードサービス会社には必要ありません。ただし、査察監査期間中、本部への往査中に参加事業所の書類をリモート監査用に抜き取り調査するため、サンプル監査の公式が使用されるものとします。CBは、毎年リモート監査中に、どの参加事業所の書類を監査するかを決定します。次に、本部は、サンプルの参加事業所の関連情報及び書類を監査人に提供するように求められます。
- 3.2.5 本部は、五年以内に全事業所が監査対象となるように、全ての参加事業所／フランチャイズ店の年次内部監査を行うものとします。一年以内に監査する必要のある参加事業所／フランチャイズ店の数は、サンプルの公式を使って決定できます。内部監査によって、フードサービス会社の全ての参加事業所／フランチャイズ店が、「RSPOサプライチェーン認証規格」、「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」及びその他の関連する要求事項に適合していることを保証するものとします。
- 3.2.6 本部は、付属文書2（マルチサイト認証）において定義される本部の責任、すなわち研修、主張の使用、記録保存、その他が全て実施されることを保証するものとします。

3.3. サプライチェーングループ認証フードサービス会社

- 3.3.1. フードサービス会社のグループ会員制は、アブラヤシ製品の年間使用量がそれぞれ500トン以下の別個の法人のみを対象とします。グループマネジャーは、「RSPOサプライチェーン認証規格」のモジュールA/B/Cに従い、全てのグループメンバーに代わってRSPOサプライチェーン認証を申請します。
- 3.3.2. 監査には、グループマネジャー（最初の認証、査察監査、認証更新中のICSの維持に全体的な責任を負う）による事業所訪問を伴うものとします。
- 3.3.3. 「RSPOサプライチェーン認証システム」文書のA.3.4に掲載された、サンプルのグループメンバーの事業所の往査を含むサンプル監査の公式は、このグループ認証フードサービス会社には必要ありません。ただし、査察監査期間中、グループメンバーのリモート査察を行うためにサンプル監査公式を使用するものとします。CBは、毎年リモート監査中に、どのグループメンバーの書類を監査するかを決定します。
- 3.3.4. グループマネジャーは、運営システムが整っていることを明示し、「RSPOサプライチェーン認証規格」付属文書3の要求事項にしたがい行った内部監査中に収集した、グループメンバーに関する関連情報及び書類をCBに提供するものとします。

- 3.3.5. グループマネジャーは、グループ制度での生産・流通・加工過程の管理要求事項に合致していることを保証するため、五年以内に全事業所が監査対象となるように各参加事業所の年次内部監査を行うものとします。一年以内に監査する必要のある参加事業所／フランチャイズ店の数は、サンプルの公式を使って決定できます。内部監査によって、全ての参加事業所が、「RSPOサプライチェーン認証規格」、「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」及びその他の関連する要求事項に適合していることを保証するものとします。
- 3.3.6. グループマネジャーが収集及び管理する必要のあるグループメンバーの関連情報には、以下の全てですが、これらに限定されません：全てのRSPOアブラヤシ製品の売上の要約、適用されるサプライチェーンモデル、アブラヤシ製品の予想使用量（年間トン数）、年間に加工又は製造されるRSPO認証製品の総量。
- 3.3.7. グループマネジャーは、付属文書3（グループ認証）において定義される本部の責任、すなわち研修、主張の使用、記録保存、その他が全て実施されることを保証するものとします。

RSPOは2004年に設立された国際的な非営利団体で、信頼できる世界的な規格とステークホルダーの関与を通じて、持続可能なアブラヤシ製品の成長と使用を促進することを目指しています。

www.rspo.org



Roundtable on Sustainable Palm Oil

Unit 13A-1, Level 13A,
Menara Etiqa Bangsar,
No. 3, Jln Bangsar Utama 1,
59000 Kuala Lumpur, Malaysia
T +603 2302 1500
F +603 2302 1543

Other Offices:

Jakarta, Indonesia
London, United Kingdom
Beijing, China
Bogota, Colombia
New York, USA
Zoetermeer, Netherlands

 rspo@rspo.org